

横浜都市農業推進プラン

活力ある都市農業を未来へ



横浜市環境創造局

横浜都市農業推進プランの策定にあたり



横浜市は、370万人を超える人口を擁する大都市でありながら、郊外部を中心にまとまりのある農地が広がり、約4,200戸の農家によって、野菜、米、果物、花、植木、畜産物など、多様な農業が営まれています。高い意欲を持って農業経営を行われる農家の方々のお力により、生産量は神奈川県内でトップクラスを誇っています。

市内の農地は、市域にモザイク状に分布している市街化調整区域内を中心に存在しており、市民生活の身近な場所で農業が営まれていることが、大きな特徴となっています。個人直売所や共同直売所など、市内には大小さまざまな直売所があり、新鮮な旬の野菜や果物を購入し消費することができます。近年では、食と農に対する関心が高まり、市内の農家と都心部のホテルやレストランなどが連携した新たな取組が展開されるなど、地産地消の多様な取組も広がっています。

横浜市では、「横浜市水と緑の基本計画」などに基づき、「農地の保全」、「農業の振興」、「農業の担い手支援」を三つの柱として取組を進めてきました。さらに、社会ニーズの高まりに応えるため、「横浜市中期4か年計画2010-2013）」では、『「食」と「農」の新たな展開による横浜農業の振興』を進めてきたほか、平成21年度からは、横浜みどり税を活用した「横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)」により、それまで基本的施策として進めてきた3つの柱の取組を拡充し、一定の成果をあげてきました。

一方で、農畜産物価格の低下や生産にかかるコスト高のため、農業の継続が困難となるケースが増えています。農家の高齢化や後継者不足等に伴う担い手の減少による農地の遊休化が進むなど、様々な課題が生まれています。

このような状況から、これまで進めてきました、農業経営を支援する「持続できる都市農業を推進する取組」と、「横浜みどりアップ計画(計画年度:平成26-30年度)」の「市民が身近に農を感じる場をつくる取組」を合わせて、今後の横浜の都市農業の目指すべき姿を見据えた新たな農業施策として、本計画を策定しました。

今後、本プランに基づいて、関係する皆様と手を携えて取組を推進してまいります。大都市・横浜の市民生活を支え、自然環境の保全にも大きな役割を果たす、大切な都市農業を活力あるものとしていくために、御理解、御協力をお願いいたします。

横浜市長 林 文子

■ 目次

1章 横浜都市農業推進プランについて	4
1 背景と目的	4
2 計画の位置づけと計画期間	5
3 横浜の農業の多様な役割	5
2章 横浜の農業を取り巻く環境	7
1 これまでの取組	7
2 横浜の農業の現状	9
3 農業・農家・農地の課題	16
4 時代の変化に応じた新たな課題	21
3章 計画の方針	22
1 基本理念とおおむね10年後の目標	22
2 5か年の取組の柱	23
3 農業施策の体系	24
4章 施策の内容	25
取組の柱1 持続できる都市農業を推進する	25
施策1 農業経営の安定化・効率化に向けた農業振興	27
施策2 横浜の農業を支える多様な担い手に対する支援	36
施策3 農業生産の基盤となる農地の利用促進	43
施策4 時代の変化に応じた新たな施策	46
取組の柱2 市民が身近に農を感じる場をつくる	55
施策1 農に親しむ取組の推進	56
施策2 地産地消の推進	61

※本プラン内で紹介している情報・データは記載がないかぎり、平成26年3月末時点のものを使用しています。

1章 横浜都市農業推進プランについて

1 背景と目的

横浜市における都市農業施策は、昭和40年代の港北ニュータウン計画において、都市と調和した農業を展開するために農業専用地区制度を創設したことに始まります。その後、法に基づく農業振興地域制度や生産緑地制度などの農地保全策と併せて、農業専用地区を中心に、農地の基盤整備等の農業振興策や担い手支援策を進めてきました。さらに、市民農園の開設や地産地消の推進により、市民が農と触れ合える取組も行うなど、横浜市ではこれまでも農業を取り巻く社会状況の変化に応じて、都市と農業が共存する「農」のあるまち横浜」を目指して農業の総合計画を策定し、施策展開をしてきました。

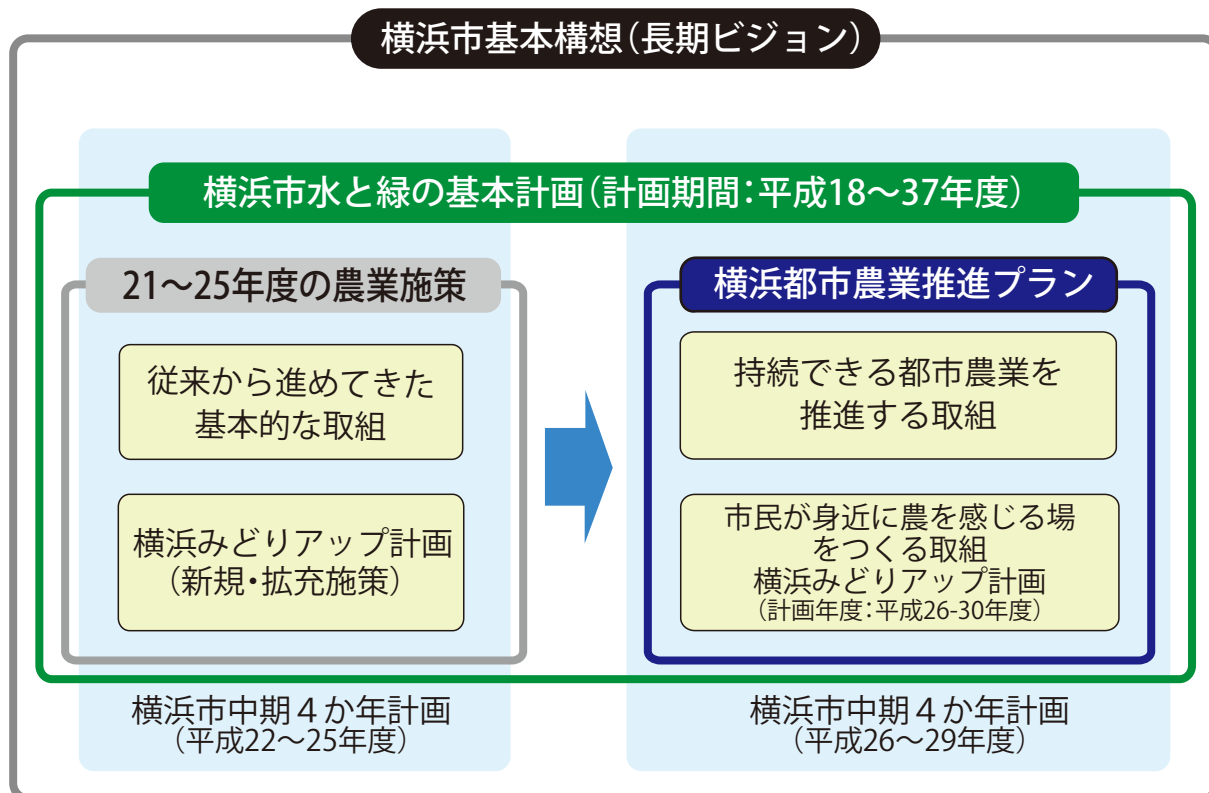
しかし、農家の高齢化や後継者不足等による農地の遊休化には、歯止めがかかっていません。また、担い手の減少や農産物価格の低迷などにより、農業地域の活力が弱まることで、農家の営農意欲が低下していく懸念があります。

一方で、消費者の「安心して美味しい」といった食に対するニーズの高まりとともに、横浜の農業に対する市民や企業等の関心は一層高まってきており、市民グループやNPO法人等が地産地消に積極的に関わるなど、食や農を巡る新たな動きが活発になっています。また、農業を通じた福祉や教育に関する社会活動も進むなど、横浜の農業は、食料生産を行うのみでなく、市民の暮らしを豊かにする存在へと価値が高まってきています。

本プランでは、こうした横浜の農業を取り巻く環境の変化を踏まえて、今後も活力ある都市農業が展開されることを目標に、横浜市における農業の今後の方向性を展望した農業施策を定めることとしました。

2 計画の位置づけと計画期間

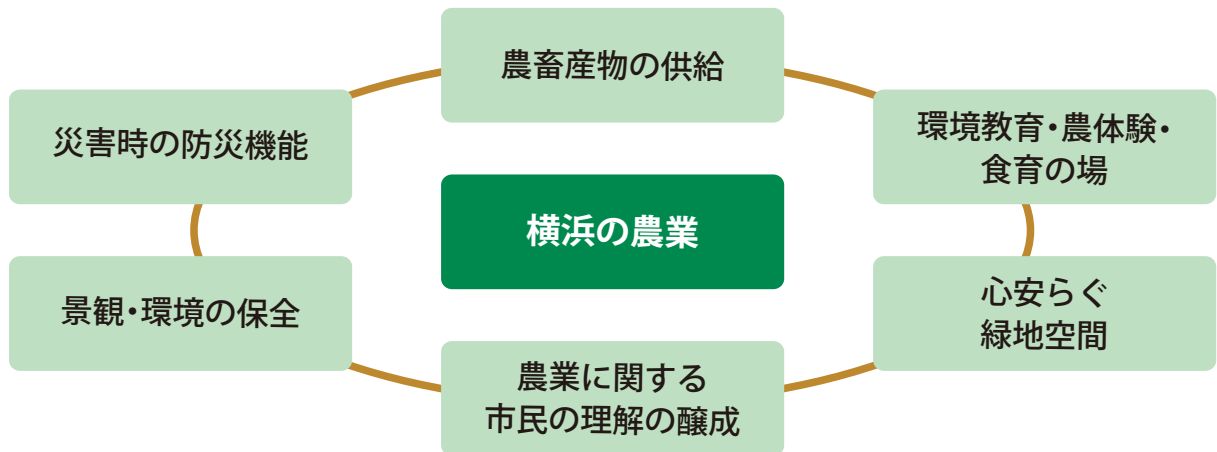
本計画は、横浜市水と緑の基本計画と横浜市中期4か年計画(2014～2017)に基づき、今後、おおむね10年後の横浜の都市農業を展望しつつ、平成26年度から30年度までの5か年の具体的な取組についての計画を定めます。



3 横浜の農業の多様な役割

横浜の農業は、食料供給の場としてだけでなく、多様な役割を担っています。また、社会の高齢化・成熟化が進み、物質的な豊かさよりも精神的な豊かさが求められるようになり、横浜のような都市空間で暮らす人々の中では、「農」のある暮らしを楽しみたいとのニーズも増加しています。今後も、都市農業の継続には、絶えず変化する社会情勢に対応できる農業経営を行いつつ、身近な緑地や農地、自然的景観などの保全に寄与する、農業の多様な役割を生かしていく必要があります。

横浜の農業の多様な役割

**(1) 農畜産物の供給**

- ・消費者の近くで生産・供給することで、市民ニーズに合わせた新鮮で安心な農畜産物を生産し、市民に提供する役割。

(2) 環境教育・農体験・食育の場

- ・農体験を通じて、豊かな自然の恵みに触れるなど環境教育やレクリエーションの場を提供する役割
- ・市民自らが農産物を栽培・収穫し、味わうなど食育の場を提供する役割

(3) 心やすらぐ緑地空間

- ・畑や水田などが、緑地や水辺の空間を創出し、生活に「やすらぎ」や「潤い」をもたらす役割

(4) 農業に関する市民の理解の醸成

- ・身近に存在する「農」を通じて市民の農業への理解を深める役割
- ・生産者(農家)と、消費者(市民)の交流を促進する役割

(5) 景観・環境の保全

- ・都市に残る貴重な緑地空間として良好な景観を保全・形成する役割
- ・生物多様性の保全やヒートアイランド現象の緩和、雨水の貯留による洪水の抑制、環境を保全する役割

(6) 災害時の防災機能

- ・火災時における延焼防止や災害時における避難場所としての役割

2章 横浜の農業を取り巻く環境

1 これまでの取組

横浜の人口が急増し始めた昭和30年代以降、無秩序な開発(スプロール)が進み、市内の農地は、急速に減少しました。横浜市では、昭和40年に港北ニュータウン計画を市の6大事業のひとつとして発表し、計画的な土地利用施策を展開するため、横浜市独自の農業専用地区制度を設けました。その後、昭和44年に港北ニュータウン地域内農業専用地区を設定しました。さらに、昭和47年度に始めたフルーツパーク設定事業のナシ園の造成は、現在の「浜なし」の生産につながっています。

昭和50年代以降は、市民の農業への理解を深めるために、市民菜園などの多様な市民農園や横浜ふるさと村など、「市民と農とのふれあい」を深める取組を新たに進めました。

昭和60年代以降、地価高騰や住宅難などが大きな問題となり、平成3年に生産緑地法等が改正され、農地の宅地化が促進されたことにより、市内の市街化区域内農地は大幅に減少しました。その一方で、防災や景観など、農地の多面的な機能が注目され、都市農業の役割が改めて見直されるようになりました。

近年は、市民の食や農への関心が高まっており、地産地消の取組として、直売所の整備や、ホテルや飲食店などと連携した取組も進めています。

このように、横浜市は、人口が急増し都市化が進む中、都市農業を振興させるため、農地の保全や生産振興、市民と農とのふれあいの場の拡充、地産地消の推進等、大都市の特徴を生かした先進的な農業施策を現在に至るまで積極的に進めてきました。



多様な市民農園



農畜産物直売所



地産地消弁当



浜なし



農業専用地区



横浜ふるさと村

横浜市農業施策等の取組

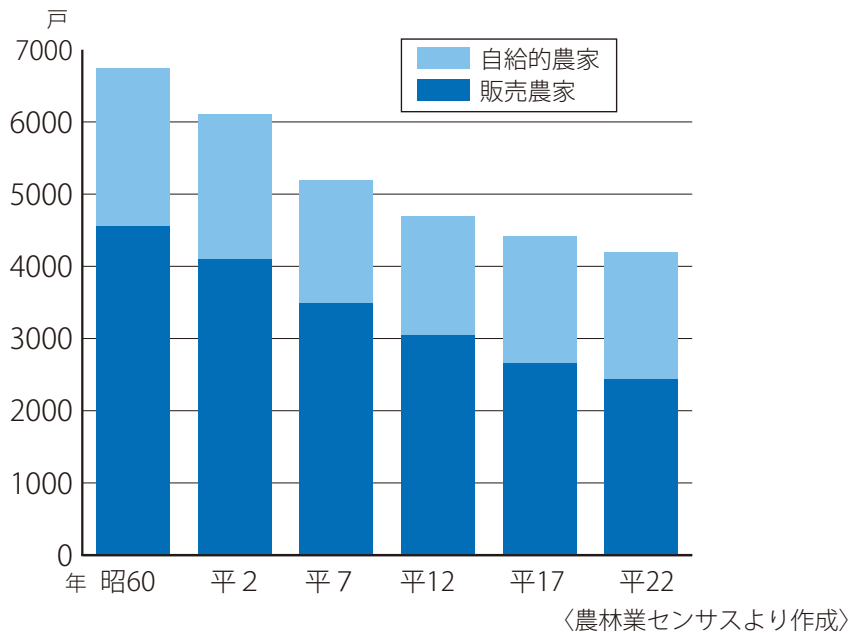
年度	取組内容
昭和44年度	横浜市独自の農業振興策である農業専用地区制度により港北ニュータウン地域内農業専用地区6地区・230haを指定
昭和45年度	横浜市農業総合計画 を策定
昭和46年度	横浜市農業専用地区設定要綱、横浜農業振興地域を指定
昭和47年度	フルーツパーク設定事業により恩田川・谷本川沿岸でナシ園造成
昭和48年度	緑の環境をつくり育てる条例を制定 横浜農業振興地域整備計画を策定
昭和49年度	農業緑地保全事業の開始
昭和51年度	レクリエーションのための農園として市街化区域内に市民菜園を開設
昭和55年度	横浜にふさわしい農業の理想像とそれを実現させるため 新農業総合計画 を策定 横浜ふるさと村事業の着手 市街化区域から市街化調整区域への都市計画変更(平戸果樹の里)
昭和56年度	緑のマスタープラン(県決定)横浜市原案を策定
昭和62年度	寺家ふるさと村を開村
平成元年度	都市と調和した農業のあるまちづくりを目指し、 横浜市都市農業総合計画 を策定
平成4年度	生産緑地地区275haを指定(市街化区域内農地の約18%)
平成5年度	栽培収穫体験ファーム制度を開始
平成6年度	農業経営基盤強化促進法に基づく基本構想を策定
平成8年度	阪神・淡路大震災を契機に、防災協力農地の登録制度を創設 よこはま・ゆめ・ファーマー制度開始
平成9年度	舞岡ふるさと村開村 横浜ブランド農産物育成増産事業育成基本方針策定 緑に関する総合計画の 横浜市緑の基本計画 を策定 恵みの里事業開始
平成10年度	農協開設型大規模市民農園の柴シーサイドファームを開園 横浜ブランド農産物のシンボルマークに“はま菜ちゃん”決定 恵みの里として田奈地区を指定
平成11年度	食料・農業・農村基本法の制定。農地の多面的機能や農業の持続的発展を目指す。 恵みの里として都岡地区を指定
平成15年度	特区制度の活用により農家開設型の市民農園(特区農園)を開始
平成17年度	市民と農との地産地消連携事業を創設 特定農地貸付法の改正(農家による市民農園の開設が全国的に可能になる) 恵みの里として新治地区を指定 横浜チャレンジファーマー支援事業を開始し、農業への新規参入を推進 JA横浜 直売所「メルカートきた」、「メルカートつおか」がオープン
平成18年度	地産地消の推進のため「はまふうどコンシェルジュ講座」「直売ネットワーク」を開始。水と緑を一体的に捉えた総合計画として 横浜市水と緑の基本計画 を策定
平成20年度	横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策) を策定。市域の緑の減少に歯止めをかけ、緑豊かなまち横浜を次世代に継承する取組を推進
平成22年度	横浜市食育推進計画に地産地消や食に関する体験活動等を位置付け 農地制度の改正を受け、基本構想を改定し新規参入制度の拡充
平成23年度	中期4か年計画に「食」と「農」の新たな展開による横浜農業の振興を位置付け、新たに「食と農との連携事業」と「地産地消新ビジネスモデル支援事業」を開始 神奈川新聞社、横浜農協、田奈農協との協定により図書「食べる.横浜」を発行
平成24年度	田奈恵みの里農産物直売所「四季菜館」がオープン 戸塚区総合庁舎が移転し8F屋上農園を開設
平成25年度	市民が身近に農を感じる場をつくる取組を行う 横浜みどりアップ計画(計画年度:平成26-30年度) を策定

2 横浜の農業の現状

(1) 農家戸数

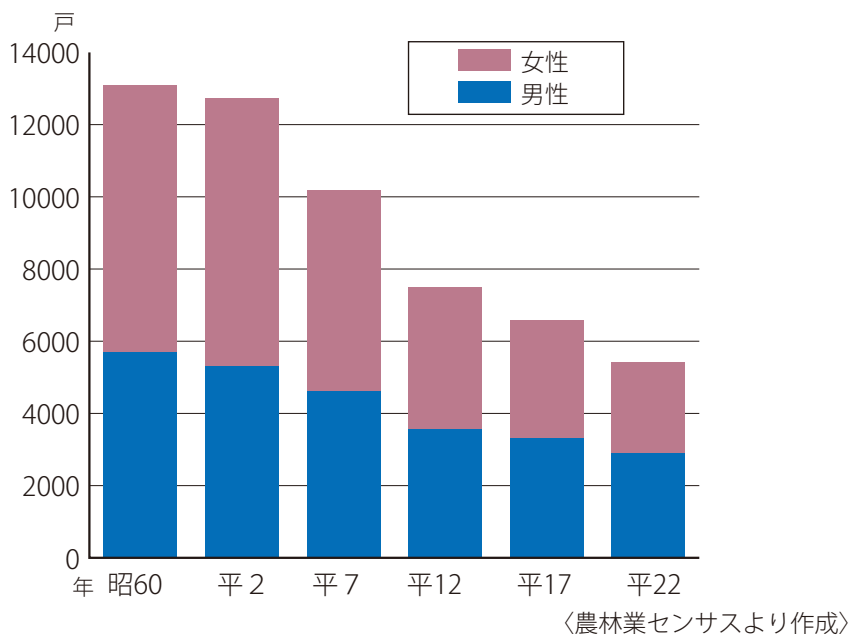
平成22年の市内の総農家戸数は4,202戸でそのうち販売農家は2,430戸、自給的農家は1,772戸です。総農家戸数は年々減少しており、昭和60年の6,751戸と比較すると、約4割減少しています。

また、総農家戸数とともに、販売農家数も減少していますが、自給的農家数は平成12年以降増加しています。



(2) 農業就業人口(販売農家)

平成22年の市内の販売農家2,430戸の農業就業人口は5,416人です。農業就業人口は年々減少しており、昭和60年の13,076人と比較すると、半数以下に減少しています。



農林業センサスとは

我が国農林業の生産構造、就業構造を明らかにするとともに、農山村の実態を総合的に把握し、農林行政の企画・立案・推進のための基礎資料を作成し、提供することを目的に、農林水産省が5年ごとに行う調査です。



〈農林業センサスで使用される主な用語の説明〉

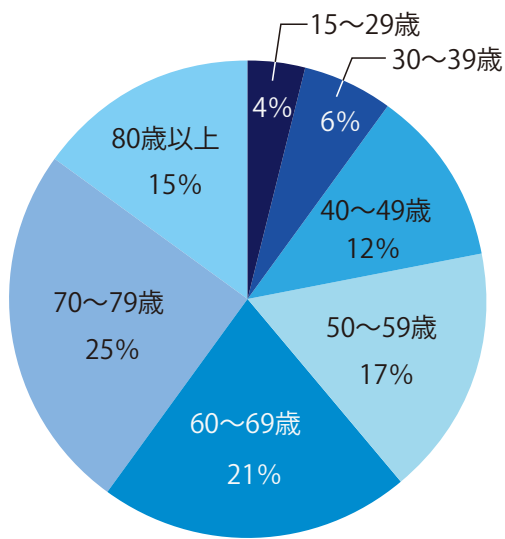
- 販売農家** ……「農家」のうち経営耕地面積が30アール以上又は調査期日前1年間の農畜産物販売金額が50万円以上のものをいう。
- 自給的農家** ……「農家」のうち経営耕地面積が30アール未満かつ調査期日前1年間の農産畜物販売金額が50万円未満であるものをいう。
- 経営耕地面積** ……農業経営体が経営する耕地(田、畑及び樹園地の計)をいい、経営体が所有している耕地のうち貸し付けている耕地(貸付耕地)と耕作放棄地を除き、借り入れている耕地(借入耕地)を加えたものをいう。
- 農業就業人口** ……調査期日前1年間に「農業のみに従事した世帯員」及び「農業と兼業の双方に従事したが、農業の従事日数の方が多い世帯員」のこと。
- 耕作放棄地** ……所有している耕地のうち、過去1年以上作付けせず、この数年の間に再び作付けする考えのない耕地をいう。転作のため休耕している耕地で、今後作付けする考えのある耕地は含まない。
- 農産物販売金額** ……経費を差し引かない売上高をいう。自給分(自家消費分)の見積金額は含まない。

(3) 年齢別農業就業人口(販売農家)

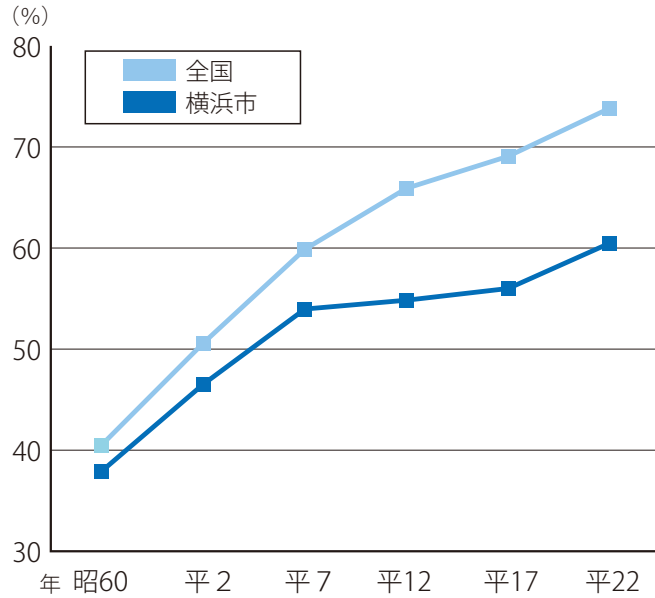
販売農家の農業就業人口を年齢別にみると、80歳以上の割合が15%、60歳以上の割合が61%を占めています。

また、60歳以上の割合の推移を比較すると、昭和60年の40%から20%増加しており、農業就業者の高齢化が進んでいます。しかし、全国の推移と比べると60歳以上の割合が低くなっています。

平成22年 販売農家 年齢階層別農業就業人口



農業就業人口のうち、60歳以上の割合



〈農林業センサスより作成〉

(4) 農地面積

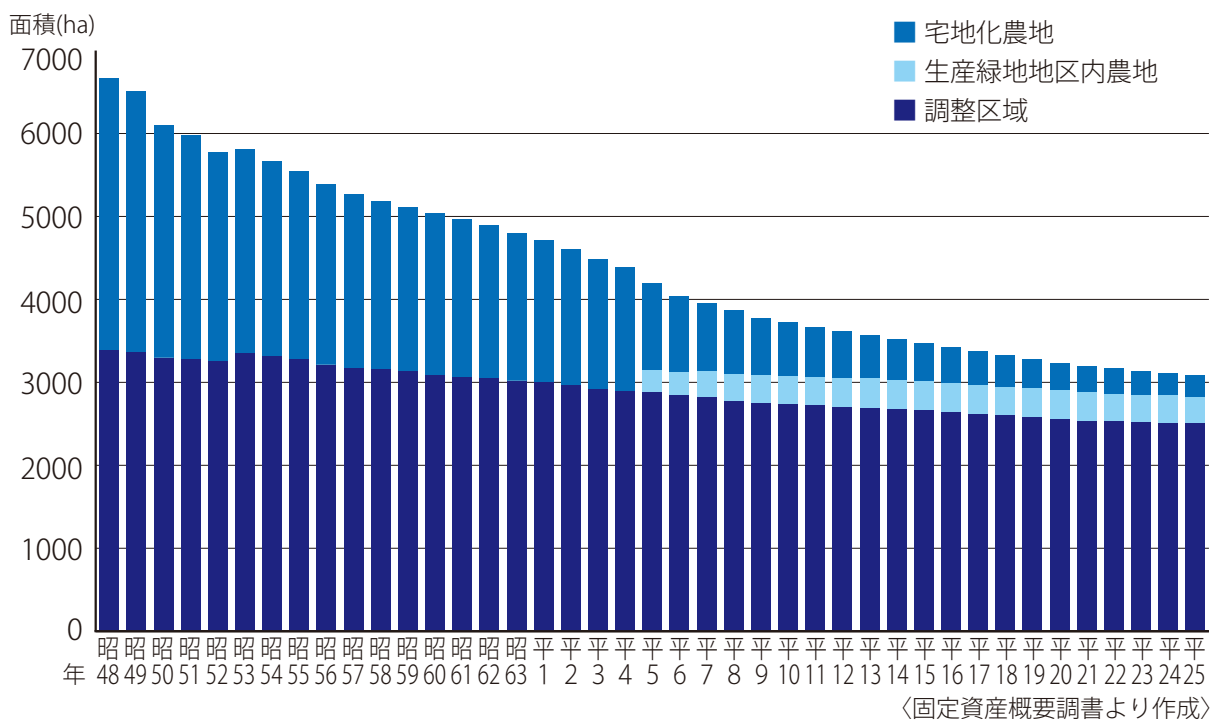
横浜市の市域面積は約43,580haで、そのうち、農地面積は約3,000haであり、市域面積の約7%を占めます。昭和48年(1973年)に市内に約6,000haあった農地は現在までに半減しています。ただし、市街化区域、市街化調整区域の農地の減少を比較すると、大幅に減少したのは市街化区域の農地(特に宅地化農地)で、市街化調整区域の農地については、緩やかな減少となっています。

横浜市の農地面積の推移

年	面積 (ha)	対前年比減少量 (ha)
H16	3,420	—
H17	3,370	△50
H18	3,321	△49
H19	3,274	△47
H20	3,231	△43
H21	3,192	△39
H22	3,165	△27
H23	3,139	△26
H24	3,115	△24
H25	3,082	△33

〈固定資産概要調書より作成〉

横浜市の農地面積の推移



横浜市の区域区分

1 市街化区域

都市計画法に基づき指定されているもので、すでに市街地を形成している区域及びおおむね十年以内に優先的かつ計画的に市街化をはかるべき区域のこと。

生産緑地地区

市街化区域内の土地のうち、一定の要件を満たす土地の指定制度(生産緑地地区制度)に沿って、管轄自治体より指定された区域のことで、都市計画上、農林漁業との調和を図ることを主目的とした地域の一つ。

宅地化農地

市街化区域にあり、生産緑地地区に指定されていない農地のこと。

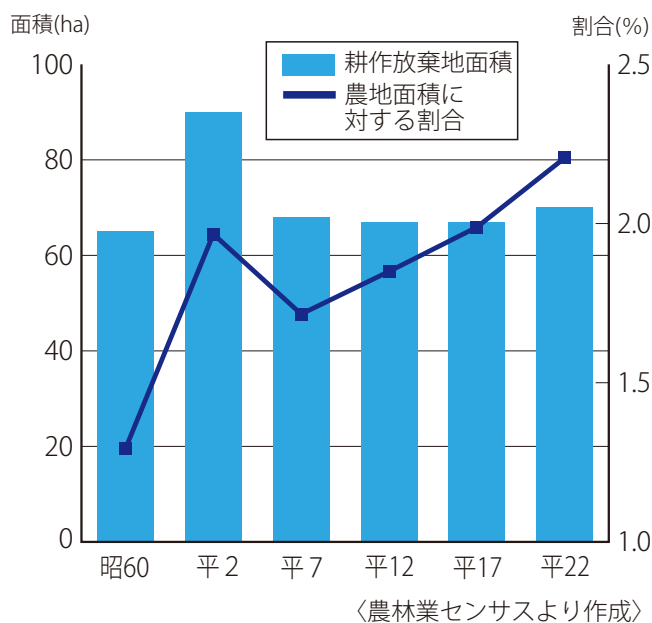
2 市街化調整区域

都市計画法で定められているもので、市街化を抑制すべき区域。

(5) 耕作放棄地面積の推移

平成22年の耕作放棄地面積は約70haです。昭和60年からの面積は、多少の増減を繰り返していますが、平成7年以降は微増の傾向です。

また、農地面積に対する割合は、横浜市農地面積が減少してきていることもあり昭和60年の約1.2%から、平成22年の約2.2%へと増加傾向です。



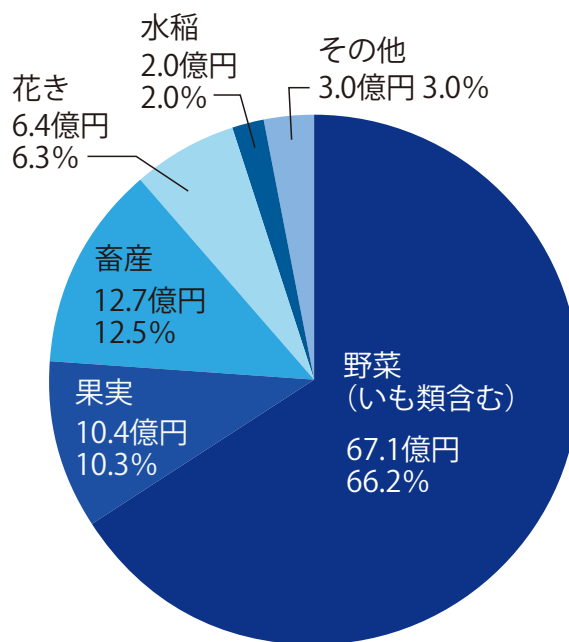
(6) 農業産出額

横浜市の農業産出額は、平成18年度の統計では約101億円で、県内他都市と比較すると、三浦市と並んで1～2位の規模です。

また、野菜・花の作付面積は全国他市町村と比較して、上位に位置するものもあります。

- 野菜類の市町村別作付面積(全国)
コマツナ(1位)、カリフラワー(6位)、ホウレンソウ(10位)、キャベツ(11位)
- 花苗類の市町村別作付面積(全国)
パンジー、ニチニチソウ(1位)
マリーゴールド(3位)
ペチュニア(4位)、ベコニア(7位)
シクラメン(8位)

横浜市の農業産出額(101億円)

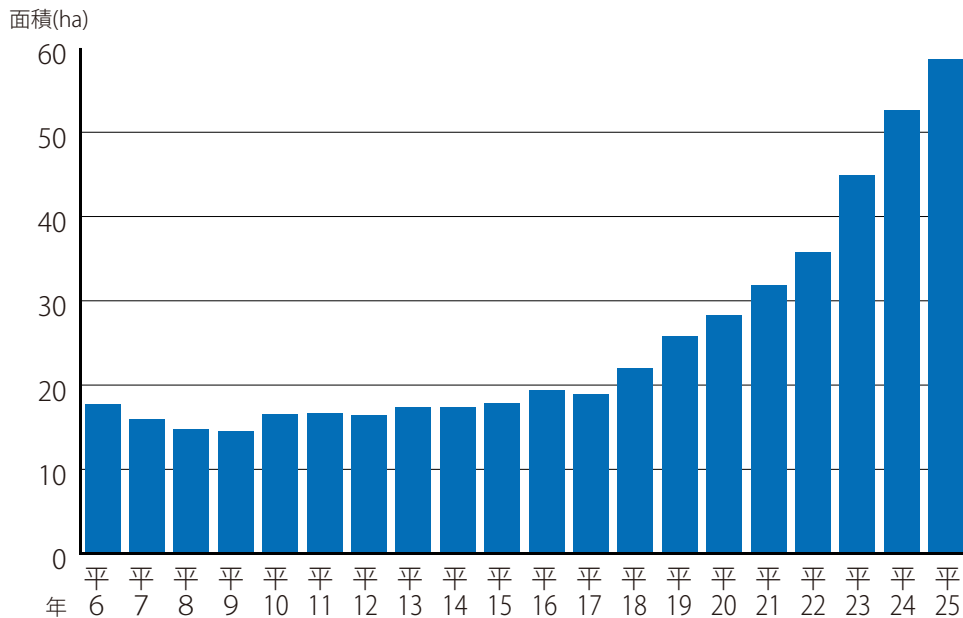


〈平成18年 農水省農林水産統計〉

(7) 様々な市民農園

農作業を体験してみたいという市民ニーズに合わせて、農家の指導を受けながら栽培から収穫までを楽しめる農園や、利用者が自由に農作業を楽しめる農園などの多様な市民利用型農園の開設を進めています。また、農家が育てた農産物の収穫が楽しめる収穫体験農園も開設しています。

市民利用型農園の面積の推移



(8) 地産地消のつながり

ア 直売所

横浜市内には、農家の個人直売所や、農協の直売所、青空市など、大小様々な種類の直売所があり、市民に身近な場所でとれた新鮮で安心な農畜産物を提供しています。

イ 地産地消や市内産農畜産物を活用した市民や企業の様々な取組

横浜産の農畜産物を食材として活用し、加工販売したいと考える企業や、飲食店(地産地消サポート店など)が増えています。

また、はまふうどコンシェルジュのような、横浜の農業の魅力を伝える活動を行う市民グループ等が増えています。

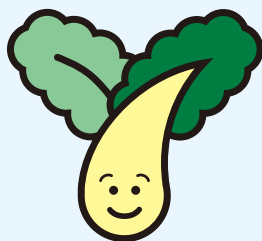


市内産農産物を使用した商品
(サンドイッチ)



市民グループが開催した地産地消イベント
(トマト祭り)

市内産の農畜産物を示す様々なマーク



はま菜ちゃん

はま菜ちゃん

横浜生まれの農産物30品目を「横浜ブランド農産物」として認定して、PRしています。そのシンボルマーク「はま菜ちゃん」は小学生を対象とした料理コンクールや学校給食などを通じて、食育の現場にも浸透しています。

野菜26種類

ホウレンソウ、コマツナ、トマト、キュウリ、ナス、トウモロコシ、カリフラワー、ネギ、エダマメ、インゲン、キャベツ、ハクサイ、ブロッコリー、カブ、ダイコン、ニンジン、タマネギ、ジャガイモ、サツマイモ、サトイモ、ゴボウ、レタス、シュンギク、ミズナ、ツケナ類、ウド(瀬谷地区限定)

果物4種類

ナシ、ブドウ、カキ、ウメ



ハマッ子

J A横浜のオリジナルブランド。J A横浜管内で生産された野菜などをすべてハマッ子としています。J A横浜の一括販売を中心に定着し、量販店との提携により直販から市場まで幅広く流通しています。



はまぼーく

事業系食品等をリサイクルした飼料と配合飼料(小麦・トウモロコシ)を混合して与え、横浜の農家が育てた豚肉です。日本食肉格付協会の評価を得た、肉質良好な豚肉で、肉の色は淡紅色、脂肪は白く肉の中にも含まれるため、非常に柔らかいと好評です。



横濱ビーフ

横浜生まれの神奈川県産最高級牛肉で、品種は黒毛和種です。最高級牛肉を生産するために、厳選された子牛を育てています。横濱ビーフ生産農家は牛飼いのベテランぞろい。横濱ビーフは餌に統一の基本配合「横濱ビーフA」を使用することで各生産農家の肉質・風味を均一に保っています。

*横濱ビーフの農家14人のうち5人が横浜市内の生産者
(H23年時点)

3 農業・農家・農地の課題

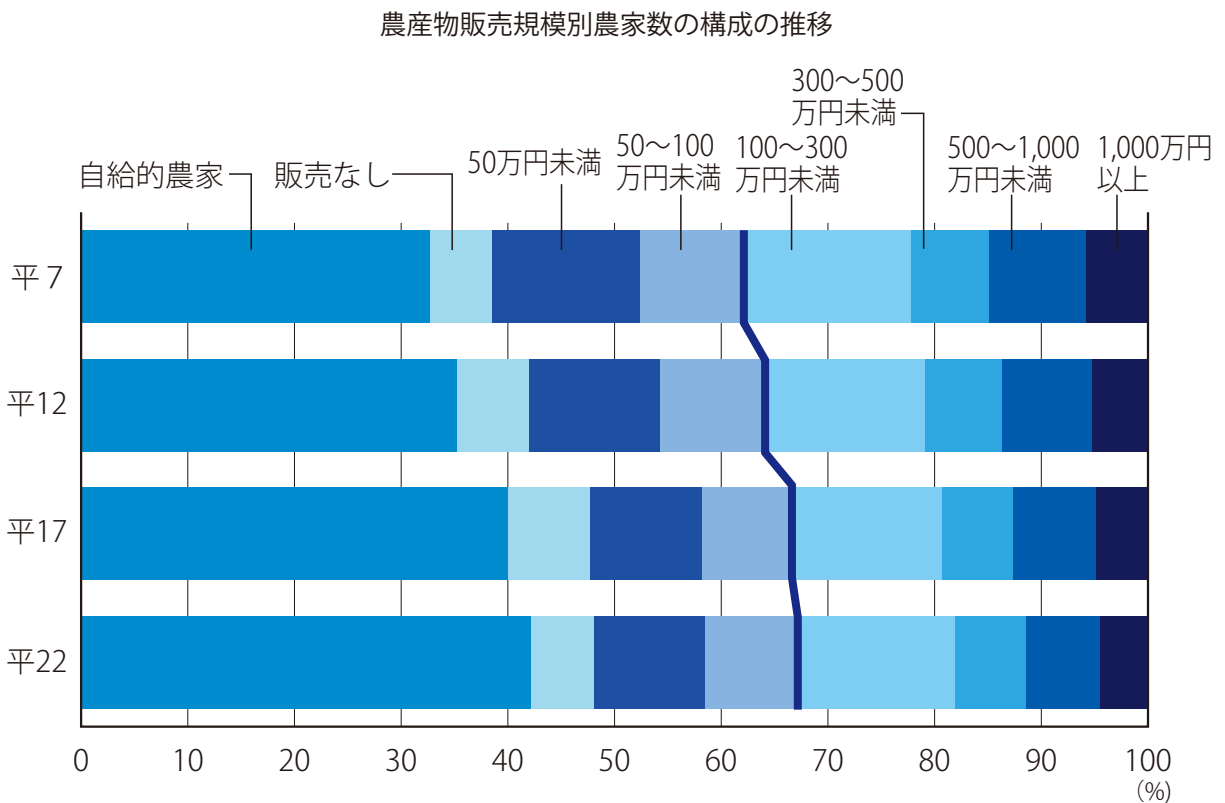
(1) 農家が営農を継続する上での課題

ア 不安定な農業収入

近年、農畜産物価格の低迷や、燃料、資材費等のコストの増加により、農業収入が減少しています。また、農畜産物価格の低下や、病虫害発生・気象状況による農畜産物の収穫量の変動など農業経営は常に不安定な状況となっています。

農産物販売規模別農家数の割合を見ると、自給的農家と販売規模が100万円未満の農家の割合が年々増加し、平成22年では67%を占めています。

今後の、横浜の農業経営の安定のためには、生産性の高い農畜産物の生産振興や、消費ニーズの高い品目の調査・導入など、農業所得の向上に向けた取組が必要です。

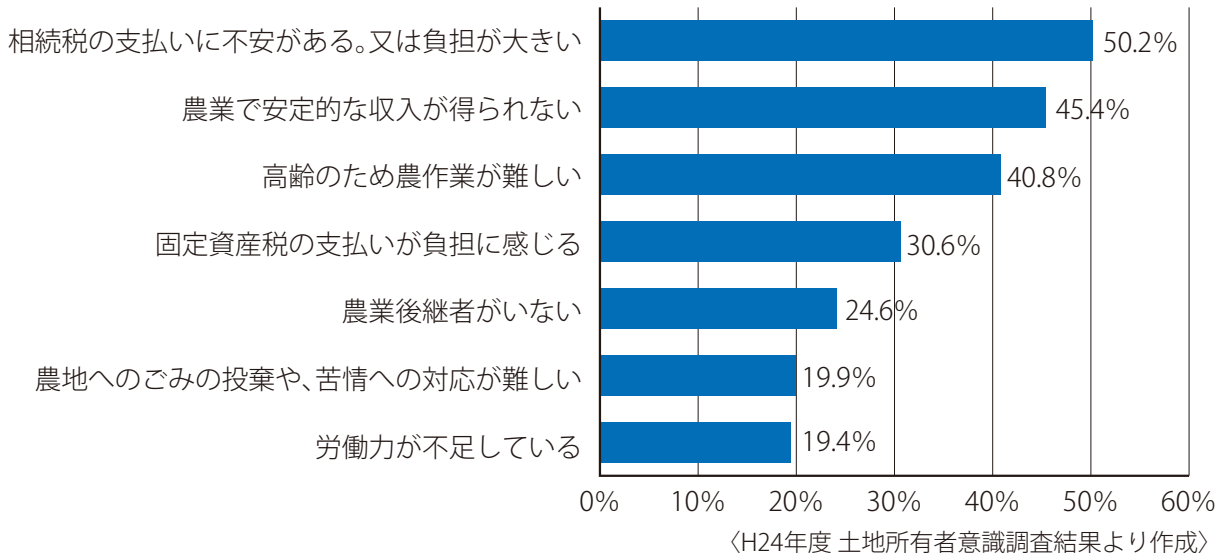


〈農林業センサスより作成〉

イ 高額な相続税の負担

横浜のような都市部では、相続が発生した際に、農地の相続税評価額が高いことや、農業用施設が宅地評価されていることから、高額な相続税を支払う場合があり、農家の大きな負担となっています。今後も、相続税納税猶予制度の拡充等を、継続的に国に求めていく必要があります。

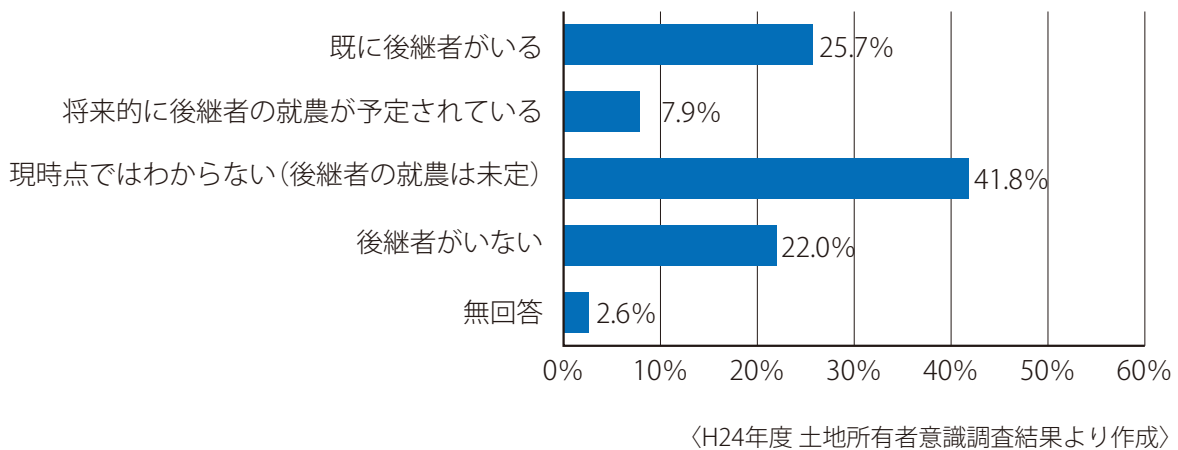
問：耕作を継続する上での課題は何か（複数回答）



ウ 農業従事者の高齢化・後継者不足

横浜市は全国と比べると、農業従事者の高齢化は低くなっていますが、「農業後継者がいない」または、「後継者の就農が未定である」という農家が約6割を超えており、新たな担い手の確保と農業後継者の育成・支援が必要です。

問：農業後継者の有無（複数回答）



(2) 効率的な農業生産を進めるための課題

ア 生産基盤や施設の老朽化

農業の生産基盤となる施設(取水堰(せき)、用水路・排水路、井戸、かんがい・排水施設、暗きょ排水、農道等)が、整備から数十年が経過するなど、老朽化が進んでいます。これまでと同様の生産性や景観保全機能を維持するためには、生産基盤施設の再整備や更新が必要です。



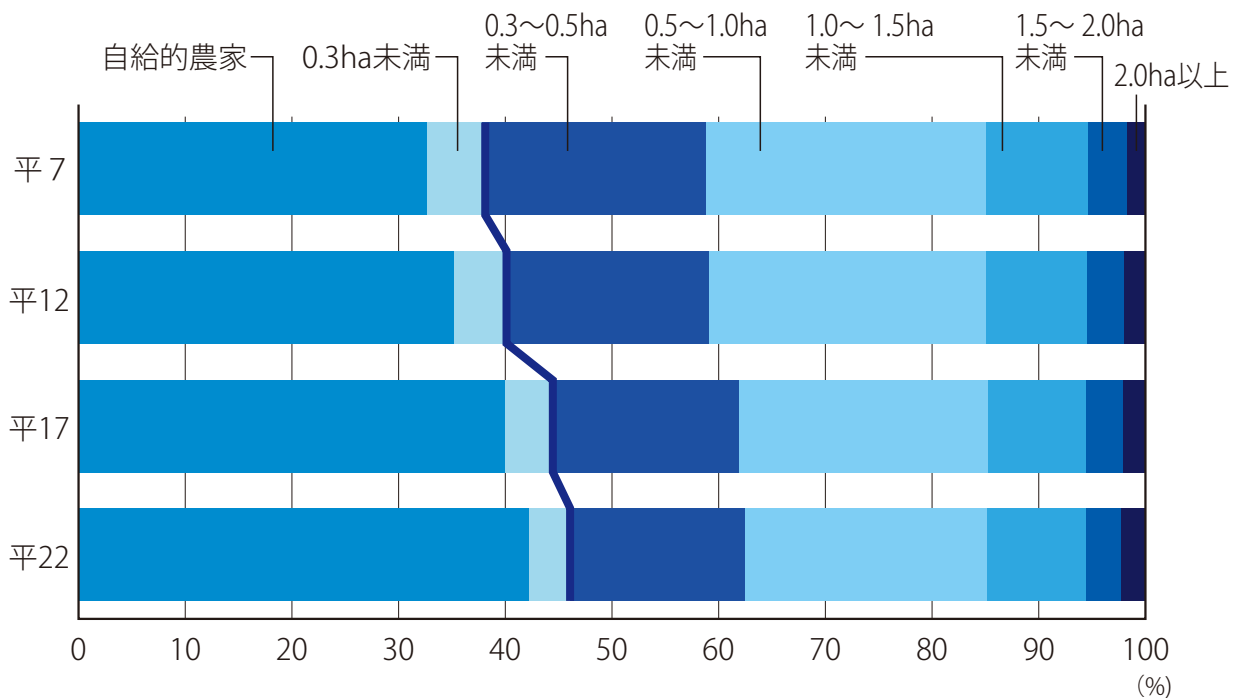
老朽化した用水路

イ 農地の細分化

耕作面積別農家数の割合を見ると、自給的農家を含めた0.3ha未満の農家の割合が年々増加し、平成22年には半分近くを占めています。

相続時に、非農家を含めた複数人に農地が相続されるため、農地の細分化が進むことで、1戸当たりの耕作面積が減少し、生産量の減少や経営の効率性が低下するため、農地の集約化を進める必要があります。

経営耕地面積別農家数の割合の推移



〈農林業センサスより作成〉

(3) 良好な営農環境を維持する上での課題

ア 遊休農地の増加

農地の適正利用の指導強化や利用集積により、農地の有効利用が進んではいるものの、農業の担い手の高齢化、農業後継者不足、非農家による農地の所有等により、耕作されない遊休農地の割合が増加する傾向にあります。

また、現在良好に耕作されている農地でも、今後、遊休化してしまうケースが増加することが懸念されており、農地の利用促進が必要です。



遊休農地

イ 市民生活の場と農地が隣接する地域との調和

住宅に近接した農地からの、土埃(つちぼこり)や堆肥の臭い、農薬の飛散などに対して、対策を求める要望が近年増加しています。

また、異常気象に伴う集中豪雨による畑からの土砂の流出が増加しており、土砂流出防止策なども必要です。

市民生活の場と農地が隣接している横浜の特徴に対応した取組が必要です。



土砂流出

(4) 求められる市民ニーズへの対応

ア 身近な場所で、新鮮で安心な農畜産物を購入できる場の提供

とれたての新鮮な野菜や果物を、身近な農家や農協の直売所などで購入したいといった市民ニーズが多くあり、これに応えていくことが求められています。



直売所

イ 身近な場所での農体験・収穫体験の場の提供

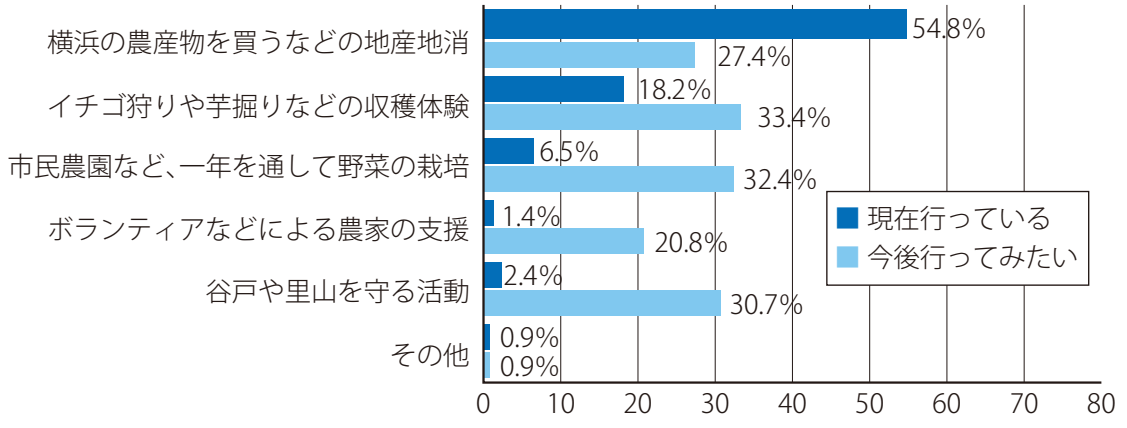
農に関する今後行ってみたいこととして、余暇活動や健康増進の手段として野菜作りを楽しむことや、気軽に果物の収穫体験をするなど、農とのふれあいの機会を求める市民が増えています。

収穫体験農園を整備する農家の支援などを通じ、市民が農に親しむ場を増やしていく必要があります。



収穫体験農園

問：農に関することについて現在行っていること 今後行ってみたいこと（複数回答）



〈H24 横浜の緑に関する市民意識調査〉

ウ 環境に配慮した農業の推進

市民の環境意識の高まりから、化学肥料や農薬の使用軽減による環境に配慮した農業の推進が求められています。また、地球温暖化対策の観点からも省エネルギー型の設備を導入することによって、二酸化炭素の発生を抑制し、環境への負荷を軽減する農業生産への取組が必要です。



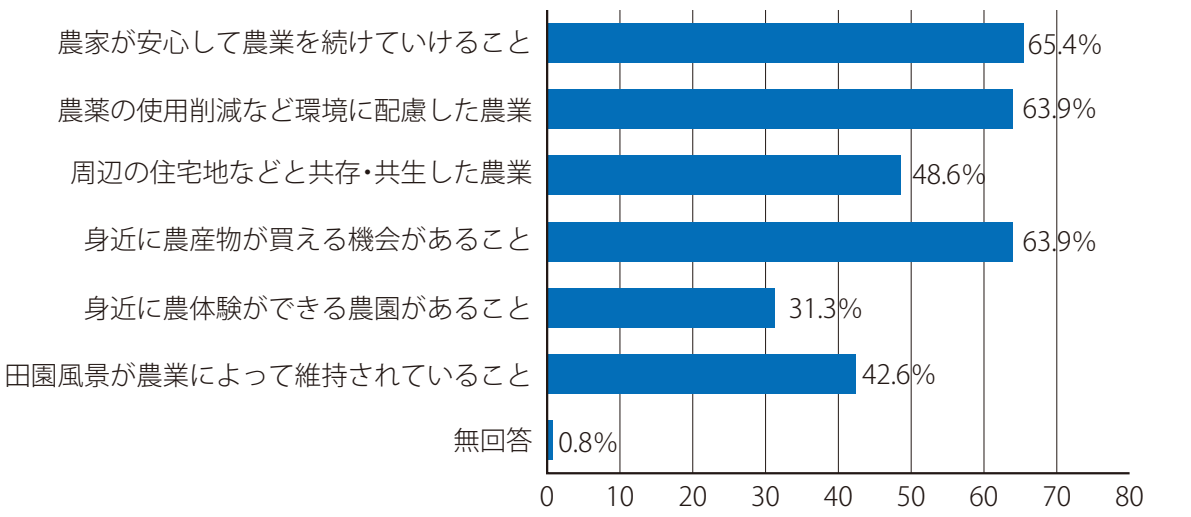
施設の保温カーテン

環境保全型農業への取組（販売農家）

	環境保全型農業を実施	実施内容		
		化学肥料低減	農薬低減	堆肥による土作り
実施している農家数(戸)	1,673	911	1,311	1,369
販売農家(2,430戸)に占める割合(%)	68.8	40.8	54.0	56.3

〈H22 農林業センサス〉

問：どのような農業が展開されたらよいと思うか（複数回答）



〈H24 横浜の緑に関する市民意識調査〉

4 時代の変化に応じた新たな課題

(1) ブランド化や高付加価値化などによる農業経営の安定化

社会情勢や環境の変化により、これまでの市場出荷、市場流通だけでは、農業経営の安定化が見込まれなくなっています。また、農畜産物の価格安定には、地域ブランドの確立や、6次産業化などにより農畜産物に付加価値を付けて販売するなどの工夫が必要になってきています。

(2) 先進的な技術を導入した農業施設への関心の高まりへの対応

農家の経営規模の拡大、農畜産物の品質向上、担い手不足や高齢化対策といった課題に対応するため、効率的な農業経営を目指したIT技術の活用や植物工場等で使用されている先進的な技術が注目されています。横浜市でも、農畜産物の品質や生産性の向上のために、農家の先進的な技術の導入を支援する施策を行う必要があります。



先進的な栽培施設

(3) 営農環境の大きな変化が見込まれる地域への対応

周辺の土地利用変化や、公共事業等の開発によりまとまりのある農地が分断されるなど、営農環境が大きく変化している地域があります。これらの地域については、地域の実情に応じ、農業の生産性の回復に向けた基盤の再整備や、営農形態や土地利用を含めた新たな農業振興策の検討が必要です。



3章 計画の方針

前章で述べたような横浜の農業を取り巻く環境の変化や、農家の抱えている課題、多様な市民のニーズ等に対応するため、おおむね10年後の横浜農業の目標を設定し、平成26年度以降の5か年の具体的な取組を定めます。

1 基本理念とおおむね10年後の目標

(1) 基本理念

本計画の基本理念を「活力ある都市農業を未来へ」とします。



(2) おおむね10年後の目標

- ◎市内の各農業地域の特性を十分に生かし、新たな取組や技術も取り入れた、元気な横浜の農業が展開されている。

各農業地域の特性が十分に活かされて、高い意欲を持った農家により、新たな技術も積極的に取り入れた農業が展開されています。

農業生産基盤の整備や農業経営の効率化に向けた農業振興が進み、多様な担い手により農地の利用促進が図られ、活発に農業が営まれています。また、市内産農畜産物の生産振興により、「浜なし」などのブランド力の高い農畜産物が生産され、地産地消につなげる市内産農畜産物の生産が拡大しています。

さらに、横浜の農業を「横浜農場」というコンセプトで効果的なプロモーションが展開されることにより、横浜の農業の魅力が市内外に広く周知され、市内産農畜産物の消費拡大が進んでいます。

◎豊かな農景観の形成や生物多様性の保全にも寄与する、まとまりのある優良な農地が形成されています。

農地は、食料を生産する役割だけではなく、土・緑・水の維持にかかせない環境保全の機能、また、子どもたちの教育や、福祉などの社会活動の場に有効な役割を果たす機能、生物多様性の保全の機能などを有しています。そのような、多面的な機能を有する農地が、市民共有の貴重な財産として保全されています。

◎市民が農に関わる機会が増えるとともに、地産地消が進んでいます。

市民が農体験できる収穫体験農園・市民農園や農体験ツアーなどで気軽に横浜の農にふれる機会が増えています。また、農家を手助けする援農へ参加する市民が増大しています。さらに、身近なところで市内産農畜産物を購入できる直売所の整備が進み、農業が環境学習や食育の場として、市民に広く親しまれて、地産地消の取組が拡大しています。

2 5か年の取組の柱

(1) 取組の柱の設定

おおむね10年後の目標を踏まえ、今後の5か年の具体的な取組を進めるにあたり、農業経営を支援する「持続できる都市農業を推進する」取組と、農景観の保全や地産地消など「市民が身近に農を感じる場をつくる」取組を二つの柱として設定します。

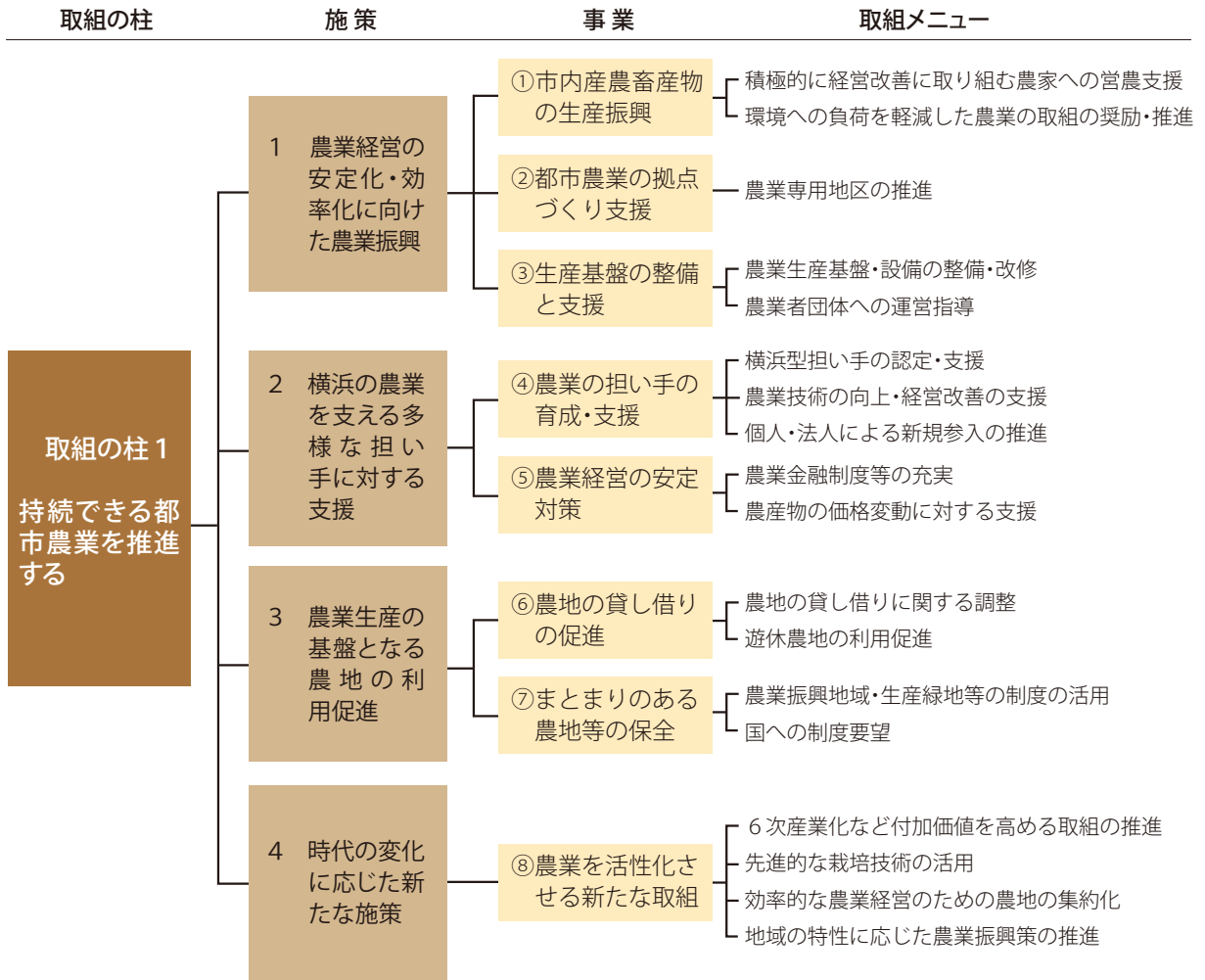
取組の柱1 ～持続できる都市農業を推進する～

生産基盤の整備・改修、農畜産物の品質向上・安定供給などの支援(農業の振興)や、意欲ある農家や新たな農業の担い手が農業経営を継続するための支援(農業の担い手支援)、農業生産の基盤となる農地の利用促進(農地の利用促進)などの取組を推進するとともに、時代の変化に応じた農業を活性化させる新たな取組を進めます。

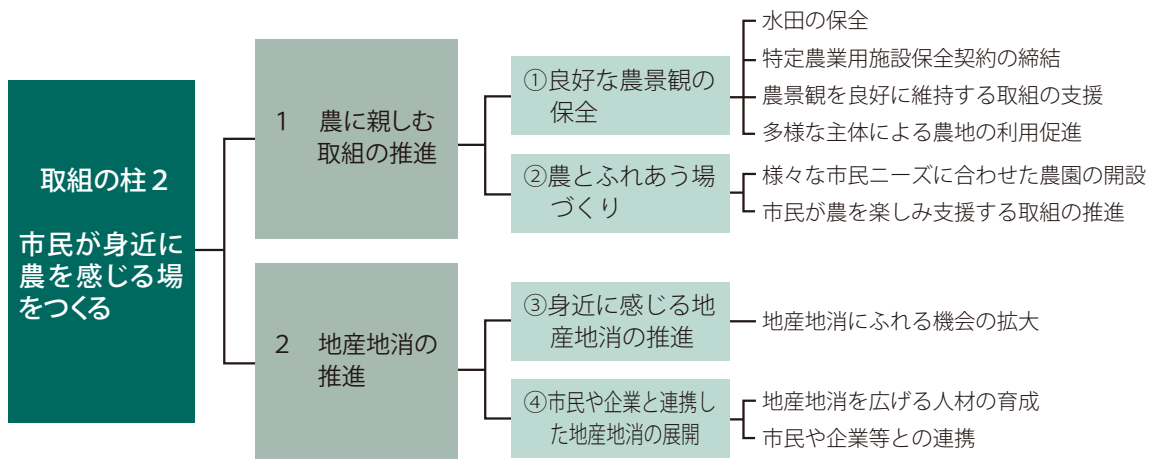
取組の柱2 ～市民が身近に農を感じる場をつくる～

景観や生物多様性の保全など農地が持つ環境面での役割に着目した取組や地産地消の推進、農体験の場の創出など、市民と農との関わりを深める取組を展開します。

3 農業施策の体系



「横浜みどりアップ計画(計画期間:平成26-30年度)」に定められている農業施策



※効果的な広報の展開

4章 施策の内容

取組の柱1 持続できる都市農業を推進する

将来にわたり持続可能な都市農業をめざし、農業経営の安定化・効率化に向けた農業の振興や、横浜の農業を支える多様な担い手への支援、農業生産の基盤となる農地の利用促進に加え、時代の変化に応じた新たな施策を展開します

概要

市民の身近な場所で農業が営まれ、新鮮で安心な農畜産物を生産し販売している特徴を生かし、持続できる都市農業を推進します。そのために、

- (1) 農業生産の基盤となる農地の整備や、ニーズの高い市内産農畜産物の生産振興と安定供給の支援を行う **農業経営の安定化・効率化に向けた農業振興**
- (2) 経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営体や農業後継者、新規参入等、横浜の **農業を支える多様な担い手に対する支援**
- (3) 農地の貸し借りの促進や耕作放棄地の発生防止・解消を行い、良好な農地として耕作が進むことを目的とした、**農業生産の基盤となる農地の利用促進**

の3つの基本的な取組を推進します。さらに、

- (4) 社会・経済状況の変化や農業の新たな動向を踏まえて、先進的な栽培技術の活用や、農地の効率的な利用を目的とした集約化に向けた取組などの **時代の変化に応じた新たな施策**を展開します。

取組の柱1の内容

施策1

農業経営の安定化・
効率化に向けた
農業振興

事業① 市内産農畜産物の生産振興

- (1)積極的に経営改善に取り組む農家への営農支援
- (2)環境への負荷を軽減した農業の取組の奨励・推進

事業② 都市農業の拠点づくり支援

- (1)農業専用地区の推進

事業③ 生産基盤の整備と支援

- (1)農業生産基盤・設備の整備・改修
- (2)農業者団体への運営指導

施策2

横浜の農業を支える
多様な担い手に
対する支援

事業④ 農業の担い手の育成・支援

- (1)横浜型担い手の認定・支援
- (2)農業技術の向上・経営改善の支援
- (3)個人・法人による新規参入の推進

事業⑤ 農業経営の安定対策

- (1)農業金融制度等の充実
- (2)農産物の価格変動に対する支援

施策3

農業生産の
基盤となる農地の
利用促進

事業⑥ 農地の貸し借りの促進

- (1)農地の貸し借りに関する調整
- (2)遊休農地の利用促進

事業⑦ まとまりのある農地等の保全

- (1)農業振興地域・生産緑地等の制度の活用
- (2)国への制度要望

施策4

時代の変化に応じた
新たな施策

事業⑧ 農業を活性化させる新たな取組

- (1)6次産業化など付加価値を高める取組の推進
- (2)先進的な栽培技術の活用
- (3)効率的な農業経営のための農地の集約化
- (4)地域の特性に応じた農業振興策の推進

施策1 農業経営の安定化・効率化に向けた農業振興

事業① 市内産農畜産物の生産振興

横浜市は農畜産物を生産する農地と消費する住宅地が近く、身近な消費者のニーズに合わせ、多様な農畜産物の生産が行われています。市民に対して新鮮・安心で高品質な市内産農畜産物を継続して安定的に供給する必要があります。

そのためには農家の高齢化や後継者不足などの課題の解決に向けた取組や、周辺環境に配慮した農業への支援が不可欠です。そこで、規模拡大や生産の効率化を行うなど経営改善に取り組む農家に対して生産に必要な機械・設備の導入支援を行い、経営を支援します。また、環境への負荷を軽減した農業の取組を奨励し、周辺環境に配慮した都市農業を進め、持続できる都市農業を推進します。

(1) 積極的に経営改善に取り組む農家への営農支援 経営改善支援

地域農業の中心となる担い手である認定農業者が、効率的に農業生産が行えるよう機械や設備の導入を支援します。



支援により導入したトラクター

(2) 環境への負荷を軽減した農業の取組の 奨励・推進

ア 環境にやさしい農業の推進

環境にやさしい農業を推進するため、農地の土壌分析や培養液分析結果に基づき適切な施肥管理の指導を行い、肥料の過剰使用を防ぎます。

さらに、環境活動支援センター内に環境保全型農業の展示ほ場を設置し、市民向けに環境にやさしい農業の紹介を行います。



土壌分析

イ 施設の省エネルギー化の推進

温室内の温度を長時間維持できる保温カーテン等の設備の導入を支援して、暖房効率を向上させ、農業施設における省エネルギー化を推進します。

これにより、二酸化炭素の発生が抑制され、地球温暖化の防止に寄与します。



保温カーテン

ウ 周辺環境への配慮

住宅地周辺で農家が農業経営を続けていくためには、農薬を適正に使用し、堆肥等をしっかり管理し、臭気を抑制するなどの配慮が必要です。このために、必要な知識や技術を普及する各種研修会を県や農協など関係機関と連携して開催します。さらに、農薬飛散防止ネット等の設置を支援し、周辺環境への負荷の少ない農業を推進します。



農薬飛散防止ネット

エ 家畜防疫対策等

神奈川県や農協等の関係機関と市が合同で畜舎を巡回し、畜産農家への経営指導を行うとともに畜舎環境を整備するなど、家畜防疫対策を総合的に行います。これにより、周辺環境に配慮した畜産業を推進し、家畜伝染病の発生を予防します。



横浜の畜産

取組の目標

事業	取組	5か年の目標	備考
①	(1)積極的に経営改善に取り組む農家への営農支援	●経営改善支援	・支援件数:95件
	(2)環境への負荷を軽減した農業の取組の奨励・推進	●環境にやさしい農業の推進 ●環境負荷を軽減する農業技術の推進 ●畜舎環境整備・家畜防疫対策の推進	・土壌・培養液分析:6,000件 ・周辺環境への負荷を軽減する設備導入支援:9件 ・畜舎巡回・防疫対策指導:200回

横浜の主要農畜産物

横浜市の農業生産の特徴は、水田が少なく畑が多いことから、野菜の生産が中心であることです。市内の野菜生産量はおよそ6万トン弱とみられ、市民が食べる野菜の約6分の1程度、60万人分に当たります。なかでも、キャベツは最も収穫量の多い野菜で、全国の市町村のなかでも第10位の生産を誇ります。また、横浜市はコマツナが全国第1位、カリフラワーが第8位、ホウレンソウとエダマメが第11位など、全国の生産量の順位で40位以内に10種類もの野菜が入る、多品目型の野菜産地です。



コマツナ生産

果物は、ナシの栽培が盛んです。全国では48位ですが、県内では第1位の収穫量です。樹上で完熟させた大きな果実で「浜なし」のブランドで親しまれています。直売が中心であるため、青果店等では入手が困難です。他にも、ブドウ、カキ、ウメ、ミカン、キウイフルーツ、ブルーベリーなどが栽培されています。



浜なし生産

花の生産は、苗物や鉢物が盛んです。栽培面積でも全国トップクラスで、パンジー、ニチニチソウが全国1位、マリーゴールドが3位、ペチュニアが4位、ベゴニアが7位、シクラメンが8位を占めています。

畜産でも、養豚、酪農、肉牛、養鶏(卵)が営まれています。鶏卵は農家の個人直売、豚肉・牛肉は農協の直売所で購入することができます。酪農では3戸が自家製アイスクリームを製造販売しています。



花の生産



酪農

事業② 都市農業の拠点づくり支援

市内のまとまりのある農地については、都市農業の拠点として農地やかんがい施設等の整備を進めます。農業生産に必要な環境(生産基盤)の向上を図ることで、市民への新鮮で安心な農畜産物供給の場を確保します。また、「地域の自然や田園環境の保全」や「災害等から市民を守る防災空間の確保」を図り、都市と調和した良好な環境を創出します。

(1) 農業専用地区の推進

市内のまとまりのある農地について、都市農業の拠点として農業専用地区に指定し基盤整備を中心とした農業振興策を進めます。現在27地区の農業専用地区が指定されています。今後も、地域の営農状況や農家の意向をふまえて農業専用地区の新規指定及び拡大を進めます。

取組の目標

事業	取組	5か年の目標	備考
②	(1) 農業専用地区の推進	●地元調整、調査及び新規指定	2地区

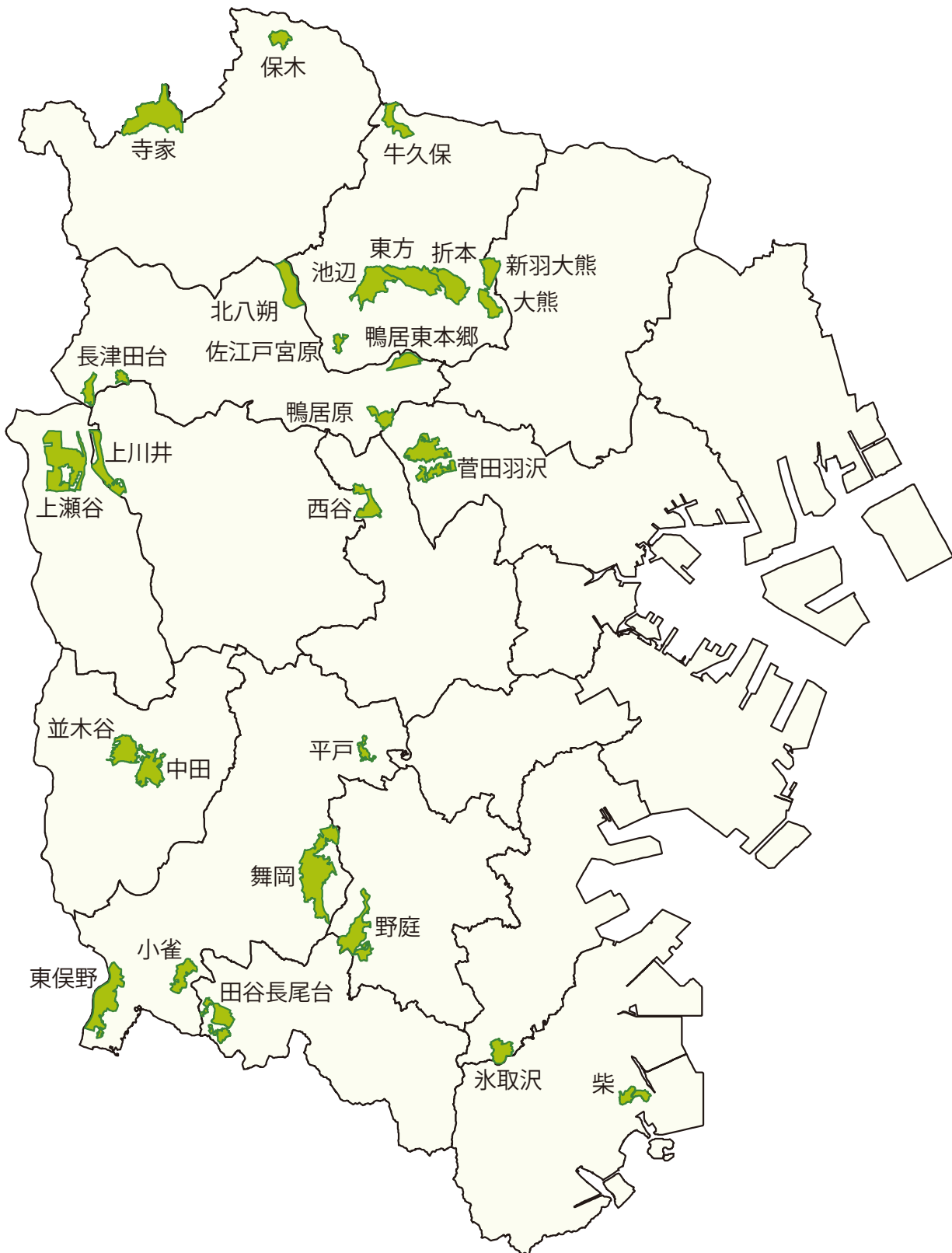
農業専用地区とは

農業専用地区は、昭和44年の「港北ニュータウン」地域内農地を対象とした指定に始まり、昭和46年以降、「計画的都市農業の確立」の推進基盤として市域全体に拡大されてきた横浜市独自の農業振興施策です。

農業専用地区に指定されると、生産基盤の整備を始めとした横浜市の農業振興策が優先的かつ重点的に行われます。地区の指定は、農業振興地域における農用地区域(農用地利用計画により農地としての利用が定められた区域)を中心とした、まとまりのある農地がある地区(おおむね10ha)を対象として横浜市が行います。生産基盤の整備により「新鮮で安心な農畜産物の市民への供給」、「地域の自然や田園環境の保全」、「災害等から市民を守る防災空間等の確保」が図られます。

このように、農業専用地区の指定により、「都市農業の確立と継続」、「都市と調和した良好な環境」を創出します。「農業専用地区」は、今日の横浜市における農業の礎となっており、今後の農業施策においても中心となる施策です。

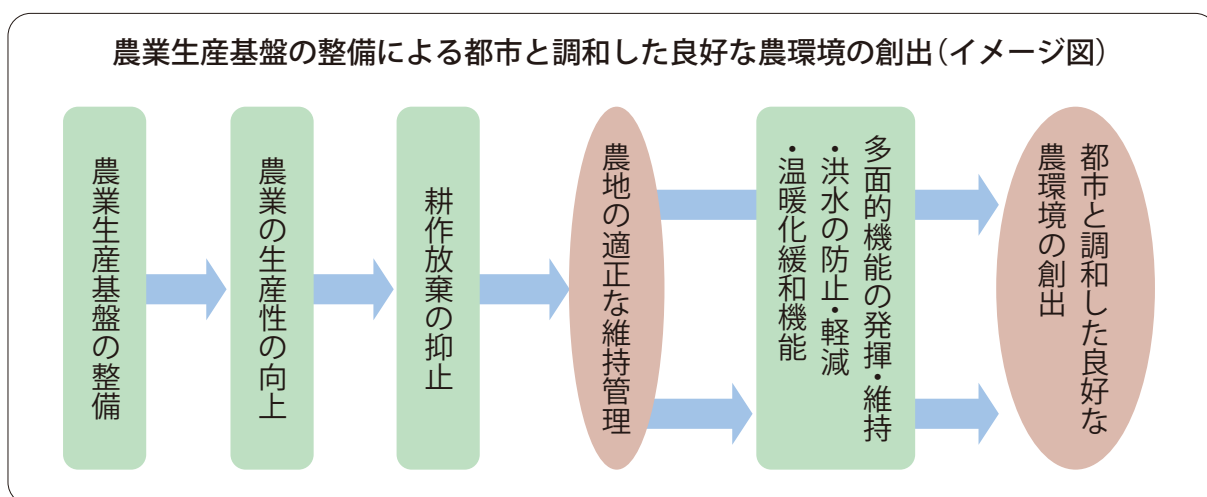
農業専用地区(27か所 1048.5ha)



事業③ 生産基盤の整備と支援

都市と調和した良好な環境の創出を図るため、農業生産基盤の整備を支援していきます。さらに、農業生産の担い手である農業者団体の運営指導を充実し、地域の抱えている課題と対応策を検討し、地域の活性化と発展を推進します。

農業の生産性が向上することにより農業経営が安定し、耕作の放棄が抑止されるなど農地の適正な維持管理に貢献します。これにより、農地が農業生産の場としてだけでなく農地の持つ多面的機能(洪水の防止・軽減、温暖化緩和等)を発揮することができます。その結果、都市と調和した良好な農景観が創出されます。



(1) 農業生産基盤・設備の整備・改修

ア ほ場整備

農地内の傾斜勾配を小さくする整備を行うことにより、畑の土の流出を防止し良好な土壌の保全につなげることや、周辺道路の安全な通行を妨げないための整備を支援します。また、土地改良区が行う区画整理等の整備を支援します。

イ かんがい・排水施設の整備

農業生産に必要な、水環境(農業用水の確保、農業用水の適期・適量供給)の保全と効率的な利用を図るため、老朽化した電気ポンプや配管、暗きょ排水等のかんがい・排水施設の整備等を支援します。

- ①河川や井戸等の取水用の電気ポンプ等の施設の更新・整備
- ②畑地かんがい施設の老朽化に伴う更新及び再整備
- ③排水不良による作物の生育不良等を改善する暗きょ排水施設の整備・再整備

ウ 農道整備等

未舗装の農道や、凹凸の大きい農道を整備します。それにより、農作業の効率化と農畜産物の荷痛みを防ぐことで品質向上を図ります。また、生活道路として利用されている農道について早期移管を進めることにより、道路の維持管理の円滑化と市民サービスの向上を図ります。

農業生産基盤整備の実施状況

横浜市は主に「農業専用地区」を対象として、現在までに農業専用地区内の農用地区区域613haのうち7割の約402haについて、昭和40年代後半から、大規模な土地改良事業を中心に整備を進めてきました。

しかし、残りの約211haの農地がいまだ未整備であり、順次整備を進めていく必要があります。(図1参照)

また、整備を実施した約402haのうち、半数の約225haについては、当初の整備から20年以上が経過し、かんがい排水施設の老朽化等により生産基盤が悪化し、生産性の低下などにより、農業の担い手離れの一因となっています。

そのため、今後、5か年(平成27年度から平成31年度)では、図2の対象累計面積が示すように、かんがい排水施設の整備を中心に、累計約50haの整備を行っていきます。

図1 農業生産基盤整備の実施状況

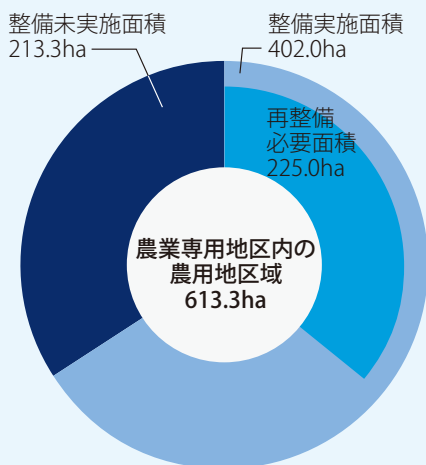
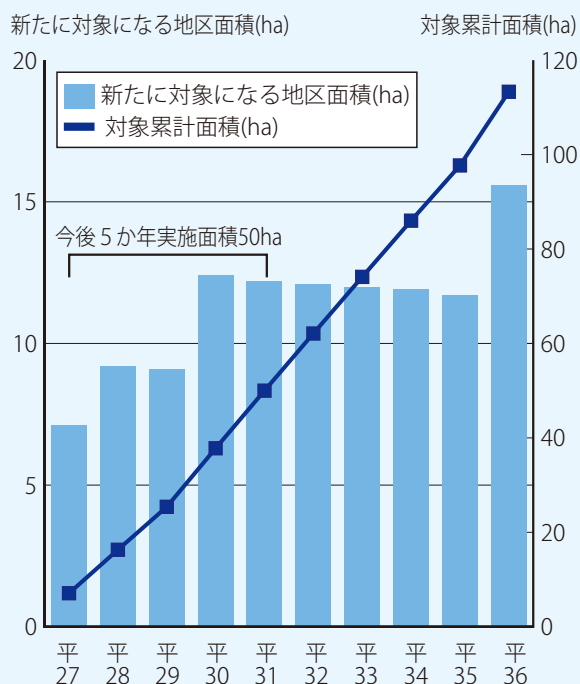


図2 再整備が必要な地区面積の推移 (かんがい排水施設)



(2) 農業者団体への運営指導等

土地改良法に基づく許認可等に関し、審査を行うとともに、認可を受けて設立された土地改良区の、運営業務・整備事業・換地処分等を総合的に支援・指導します。また、換地処分により生じる土地の区画や道路、水路の確定や、横浜市の公共用財産への移管をするために必要な測量業務などへの支援を行います。

さらに、農業専用地区内の農家を中心に組織された各農業専用地区協議会や水田地域を中心に組織されている市内の各水利組合に対して、組織運営への助言や、整備事業に対する技術指導等を行います。

横浜ふるさと村、恵みの里においては、市民と農業者団体との連携が強化されるよう地区内における市民交流事業等の活動や、必要な基盤整備事業等の支援を実施します。

取組の目標

事業	取組	5か年の目標	備考
3	(1) 農業生産基盤・設備の整備・改修	●整備改修等支援:随時 ●農道移管支援:随時	・生産基盤整備 90地区
	(2) 農業者団体への運営指導	●農業者団体への運営指導	・土地改良区 8地区 ・横浜ふるさと村等 総合案内所 2地区 ・農業専用地区協議会等 その他団体随時実施

横浜ふるさと村とは

横浜ふるさと村は、良好な田園景観を残している農業地域の農地や山林を将来にわたって保全するとともに、農業の振興を図ることを目的としています。市内では「寺家ふるさと村」、「舞岡ふるさと村」の2か所が整備され、市民が農家との交流などを通じて、自然・農業・農村文化などにふれあい・親しめる場となっています。

また、横浜ふるさと村には、市民と農家を結ぶ交流拠点として「四季の家(寺家)」、「虹の家(舞岡)」の2つの総合案内所があり、ふるさと村の農業・自然・人文関係の展示紹介や自然観察会・各種教室などを行っています。



恵みの里とは

恵みの里は、市民と農との交流を通じて、地域ぐるみで農業振興を図り、農地の保全や活力ある地域農業が安定的に営まれることにより、多くの恵みを市民にもたらすことを目的としています。市内では「田奈恵みの里」、「都岡地区恵みの里」、「新治恵みの里」の3つの地域が指定されています。

恵みの里では、地域住民を対象に農業教室や農産加工教室といった農体験教室や農畜産物直売会等による地産地消の推進、地域農業のPRなどが行われ、市民が農とふれあえる場となっています。



都岡地区恵みの里



田奈恵みの里



新治恵みの里



施策2 横浜の農業を支える多様な担い手に対する支援

事業④ 農業の担い手の育成・支援

市内の農家は、少量多品目栽培や品目数を絞った比較的大規模な栽培など、多様な農業を営んでいます。

しかし、高齢化や農畜産物価格の低迷による農業経営の不安定化、周辺の宅地化による農家の営農意欲低下など、様々な問題を抱えています。

そこで、横浜市では、意欲的に農業に取り組む担い手を横浜型担い手(認定農業者、よこはま・ゆめ・ファーマー、環境保全型農業推進者)として認定し、それぞれの担い手のニーズに応じた育成・支援を行っています。

また、農業技術や営農意欲の向上、農業経営の安定化の促進、経営改善のための支援を行います。

さらに、横浜の農を支える新たな担い手として、農業後継者をはじめとして、農外からの新規参入や法人参入を推進します。

(1) 横浜型担い手の認定・支援

ア 認定農業者

自らの農業経営を生産拡大や規模拡大などにより改善し、地域の中心的な農業者として営農を行う意欲のある農家を認定農業者として認定します。

〈認定農業者の認定制度〉

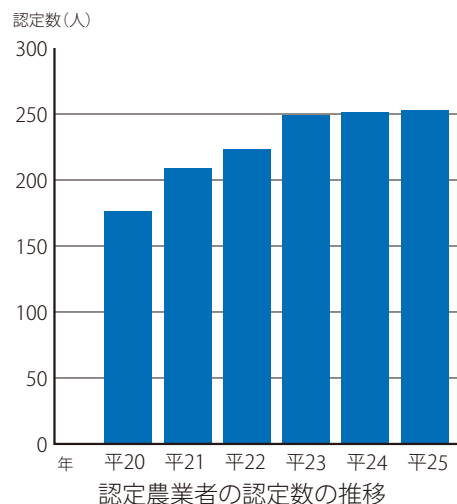
農業経営基盤強化促進法に基づき、効果的かつ安定的な農業経営を目指すために農業者自らが「農業経営改善計画」(5年後の経営目標)を作成します。

この計画の内容が、市が策定した基本構想に照らして適当と認められた場合に、その計画の認定を行うとともに、計画の実現のために必要な支援を行います。(認定者数 253名)

イ よこはま・ゆめ・ファーマー

女性農業者がいきいきと働き暮らせる農のあるまち横浜を目指すため、農業経営や地域活動などに主体的に係わっている女性を「よこはま・ゆめ・ファーマー」として認定します。

(認定者数 100名)



視察研修会

〈よこはま・ゆめ・ファーマーの目指す女性農業者像〉

- (ア)地域の農業を支える担い手としての自覚と誇りを持つ。
- (イ)農業経営に主体的に参画する。
- (ウ)農のある地域づくりや、女性起業を目指す。
- (エ)地域の農業に関する様々な方針決定の場へ積極的に参画する。
- (オ)女性農業者ならではのネットワークをつくる。



ウ 環境保全型農業推進者

化学肥料や農薬の使用量の削減など、環境負荷の低減に取り組む意志のある農家を環境保全型農業推進者として認定します。

(認定者数 334名)

〈環境保全型農業の取組項目〉

- (ア)堆肥その他有機質資材の施用による土づくり
- (イ)化学肥料の施用を減少させるための技術の導入
- (ウ)化学合成された農薬の使用量を減少させるための技術の導入
- (エ)有効な資源の再利用及び省エネルギーに必要な技術の導入
- (オ)環境保全型農業の取組内容の記帳



直売所等に掲示してある
認定の表示

(2) 農業技術の向上・経営改善の支援

ア 農業技術の向上

新品種や新しい栽培方法など生産技術に関する栽培調査・展示、土づくりや病虫害防除など営農に関する情報の農家への発信・提供、各種研修会や農畜産物品評会の開催支援、園芸団体の育成支援を行うことにより、農家の農業技術や営農意欲の向上を図ります。



果樹品評会で展示されている「浜なし」、「浜ぶどう」

イ 経営改善の支援

認定農業者、よこはま・ゆめ・ファーマー、環境保全型農業推進者等を対象に、それぞれの担い手の特性に合わせて、営農活動の経営診断、各種研修会の開催、自主活動への支援などを行います。認定農業者に対しては、専門家による経営診断や各種研修会等を通して、認定農業者が認定時に計画した農業経営改善計画が着実に実施できるよう支援します。

よこはま・ゆめ・ファーマーに対しては、研修会の実施による知識や技術の習得や、直売会などの自主的な活動を支援します。特に漬物やジャム等の農畜産物の加工、直売所の運営のスキルアップや女性農業者同士のネットワークづくりを強化します。

環境保全型農業推進者に対しては、研修会等を通じて情報提供を行うなど、環境配慮に対する取組を強めます。



認定農業者経営改善セミナー

(3) 個人・法人による新規参入の推進

ア 農業後継者

横浜は、他都市に比べるとより多くの方が農業後継者として毎年新規に就農しています。就農の形では、農家子弟のUターンが多く、その他、高校・大学卒業後の就農、農外からの新規参入があります。

後継者が栽培する作物や販売方法は多様で、それぞれの労働力、地域、販売先等に合わせた農業経営が営まれています。農業後継者が、意欲とやりがいを持って農業に取り組むことができるように、栽培技術や農業関連制度などに関する研修会の開催、規模拡大のための農地斡旋などの支援を実施し、農業後継者がより増加するように取組を進めます。

横浜市での新規就農者数の推移

〈単位：人〉

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
24	30	28	55	38

〈かながわ農業アカデミー調査結果〉

イ 新規参入者

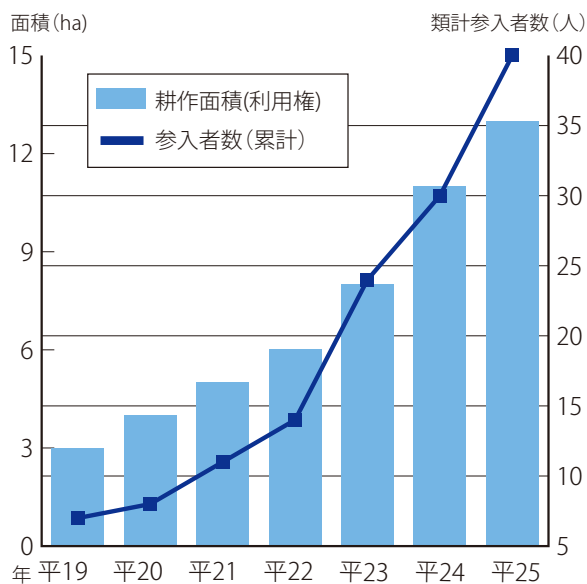
横浜市が新規就農者として育成する横浜チャレンジファーマーや、農業経営基盤強化促進法に基づき市が認定する認定新規就農者などを中心に、農業への参入を進めます。

横浜市では参入希望者の意向を詳細に把握し、地域の農家や農業組織とも連携しながら、継続的かつ安定的に農業経営を行うことができるように支援をしていきます。

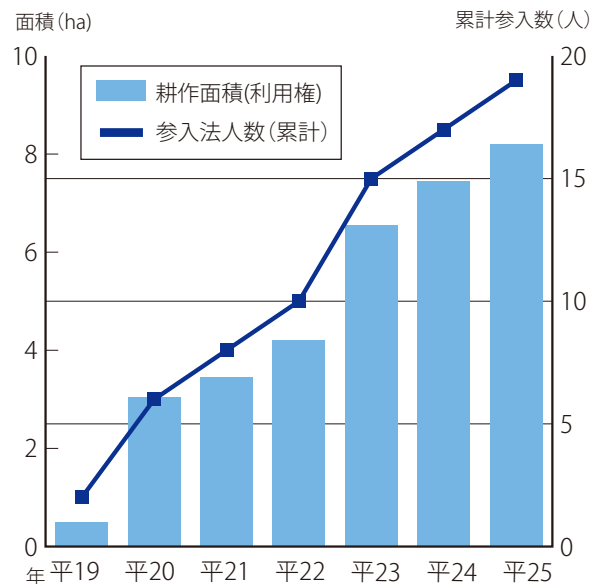
法人の農業参入についても、企業のノウハウを導入した効率的な農業経営手法を取り入れることによる、地域農業の活性化や、農地の有効活用が進むといった効果が上がることが期待されます。

また、現在では、一般法人に加えて、NPO法人、社会福祉法人などの営利目的を主としない、多様な法人の参入も進んでいます。今後も地域ごとの農業経営や担い手の状況を踏まえ、法人が農業に参入できる環境を整備していきます。

新規参入(個人)の状況



法人参入の状況



人手不足の農家を市民がお手伝い

援農組織団体「横浜農と緑の会(通称:はま農楽)」

横浜市では、農業の担い手を支援するため、市民による援農活動を推進しています。

「横浜農と緑の会(通称:はま農楽)」は、農作物の栽培基礎などを学ぶ「市民農業大学講座」の修了生で構成する組織で、人手不足の農家に農作業の手伝い＝援農を行っています。

作業の内容は、野菜の収穫、花苗のポット上げ、果樹の摘果・摘粒など様々です。期間は、繁忙期のみ、年間を通してなど、各農家の要望に合わせて活動しています。

現在、はま農楽の会員数は200人を超え、平成25年度は、116戸の農家への援農を実施しました。

横浜市では、はま農楽の援農活動や技術向上のための研修について、引き続き支援をしていきます。



農家への援農

取組の目標

事業	取組	5か年の目標	備考
4	(1) 横浜型担い手の認定・支援	●多様な農業従事者数の増加	・認定農業者:50件(新規認定・更新) 農業経営の改善支援:28件 ・よこはま・ゆめ・ファーマー:10件(グループ活動等の支援) ・環境保全型農業推進者:50件
	(2) 農業技術の向上・経営改善の支援	●市内産農畜産物の生産性・品質の向上	・巡回による技術支援:通年(新規認定・更新) ・研修会・品評会での技術支援:通年
	(3) 個人・法人による新規参入の推進	●新規参入数の拡大	

事業⑤ 農業経営の安定対策

農業経営に要する運転資金の融資や農業経営の近代化・合理化など経営改善に必要な資金の融資に伴う利子補給を行い、経営感覚に優れた農家の育成と経営の安定を図ります。

また、国・県が実施する野菜生産価格安定対策事業に参加する生産者(農業協同組合)に対し支援を行い、市内産野菜の計画生産・出荷を促進します。

(1) 農業金融制度等の充実

ア 農業経営資金融資預託

市内の農家に対して、農業経営に必要な短期(1年間)の運転資金を低利で融資するため、資金を預託し、農協(融資機関)を通じて融資を行います。

イ 農業振興資金利子補給

市内の農家等が生産施設等の整備拡充を行う際、神奈川県(神奈川県)の資金を、利用する時に農協等の融資機関から低利に調達できるようにするため、融資機関に対し利子補給を行います。

ウ 基盤強化資金利子助成

市内の認定農業者が農業経営改善計画の実施に必要な長期資金を、融資機関である日本政策金融公庫から借り受ける場合に、利子助成を行います。

エ 新たな金融融資制度

農業者のための新たな金融融資制度の導入について検討していきます。

(2) 野菜生産価格安定対策事業

国・県が実施する指定野菜価格安定対策事業(共同出荷・販売された野菜の卸売価格が下落したときの損失を一定の範囲まで補てんする制度)に参加する生産者(農業協同組合)に対して、生産者の資金造成負担金の一部を助成し、市内産野菜の計画生産・出荷を促進します。



キャベツ



ダイコン

取組の目標

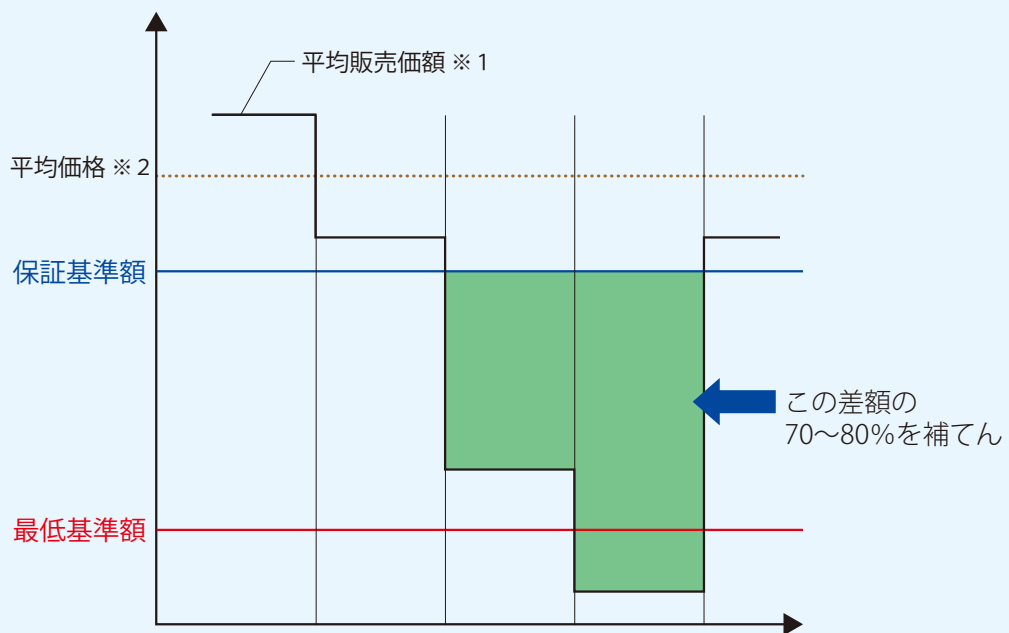
事業	取組	5か年の目標	備考
5	(1) 農業金融制度等の充実	●過去の実績等を考慮し、現状に合わせた方向で事業を推進	農業経営資金融資:95件
	(2) 農産物の価格変動に対する支援	●価格安定対策事業継続による野菜生産量の維持	

野菜生産価格安定対策事業の概要(国費対象のキャベツの例)

野菜生産価格安定対策事業は生産者、都道府県及び国が積み立てた資金を財源として、販売した野菜の平均販売価額※1が保証基準額(平均価格※2の90%)を下回った場合、保証基準額と平均販売価額との差額を補てんする事業です。横浜市は、生産者が積み立てる資金の50%を負担しています。

特徴

豊作等により野菜の価格が著しく低落した場合、低落相当額が補てんされるので、経営が安定します。これにより農家が安心して野菜を生産することができます。



※1 平均販売価額:出荷された野菜の平均価額

※2 平均価格:過年度における市場平均価格

施策3 農業生産の基盤となる農地の利用促進

事業⑥ 農地の貸し借りの促進

市内の農業生産の基盤となる農地の有効利用を図るため、規模拡大を希望する農家や、新規参入者・法人等への農地の貸し借りを進めます。特に、耕作放棄地など、農地の遊休化が進んでしまった土地や、高齢化や後継者不足等の労働力不足等により遊休化が懸念される農地については、いち早く情報を集め、農地の貸し借りに結びつけることによって横浜の農地の利用促進を行います。

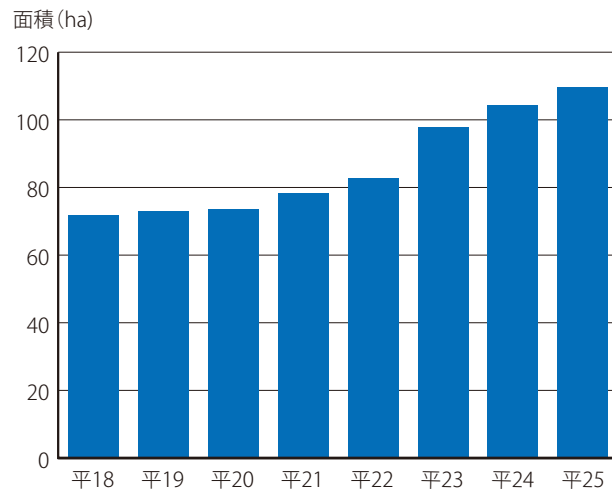
(1) 農地の貸し借りに関する調整

利用権設定等促進事業

農地の貸し手と借り手の申し出に基づき、市が仲介し、農業委員会など関係機関の協力を得て、農地の貸し借りを進めます。

これにより、農家が安心して農地の貸し借りが行うことができます。

利用権設定等促進事業



(2) 遊休農地の利用促進

遊休農地の利用促進に向けた農地調査

農地の利用状況調査、耕作放棄地の発生・解消に関する調査等を実施するとともに、関係機関と農地の情報や規模拡大希望農家の情報、課題等を共有しながら、遊休農地の解消を図ります。

取組の目標

事業	取組	5か年の目標	備考
⑥	(1) 農地の貸し借りに関する調整	●利用権設定面積:125ha	
	(2) 遊休農地の利用促進	●農地調査:5,000ha	

事業⑦ まとまりのある農地等の保全

市内には、郊外部にまとまりのある農地が広がり、多種多様な農畜産物が生産されています。また、市街化区域の中にも意欲を持って、農業に取り組む農家があります。法制度の適切な運用により、農業生産の基盤となる農地の保全を図ります。

(1) 農業振興地域・生産緑地等の制度の活用

ア 農業振興地域

農業振興地域の整備に関する法律に基づいて、市街化調整区域の中に農業振興を図るべき地域を県が、農用地区域を市が定め、農地の有効利用と農業振興を計画的に推進しています。この制度で約1,000haの農用地区域が指定されており、引き続きこの制度を適切に運用することで優良な農地を保全します。

イ 生産緑地制度

市街化区域の農地における緑地機能を積極的に評価し、良好な都市環境の形成を図るため、生産緑地制度を活用します。横浜市は、平成4年から生産緑地の指定を続けており、316haが指定されています。今後も指定を進めるとともに、市街地でも安心して農家が経営できるよう支援を行います。



生産緑地地区

ウ 防災協力農地

横浜市は、阪神・淡路大震災を契機として、全国に先駆けて防災協力農地登録制度を創設し、約279.3haの農地を防災協力農地として登録しています。登録された農地は、災害時に避難場所、延焼の遮断、仮設住宅建設用地などの役割を果たします。



防災協力農地

(2) 国への制度要望

相続税納税猶予制度の拡充などの国への制度要望

相続税納税猶予制度の拡充や市民農園利用者の駐車場等の設置に関して農地法等の柔軟な対応の検討など、農地の継続保有に資する制度について国へ要望を行います。

取組の目標

事業	取組	5か年の目標	備考
7	(1) 農業振興地域・生産緑地等の制度の活用	<ul style="list-style-type: none"> ● 農業振興地域整備計画の管理 ● 生産緑地地区の追加指定 ● 防災協力農地登録地の拡大 	
	(2) 国への制度要望	● 推進	

様々な農地の制度

市内の農地には様々な制度があります。市街化調整区域には、神奈川県が指定している農業振興地域があります。農業振興地域内には、農用地等として利用すべき土地の区域として農用地区域があり、さらに、横浜市が独自に指定している農業専用地区があります。市街化区域では、生産緑地地区があり農地が保全されています。



農地の制度の概要

施策4 時代の変化に応じた新たな施策

事業③ 農業を活性化させる新たな取組

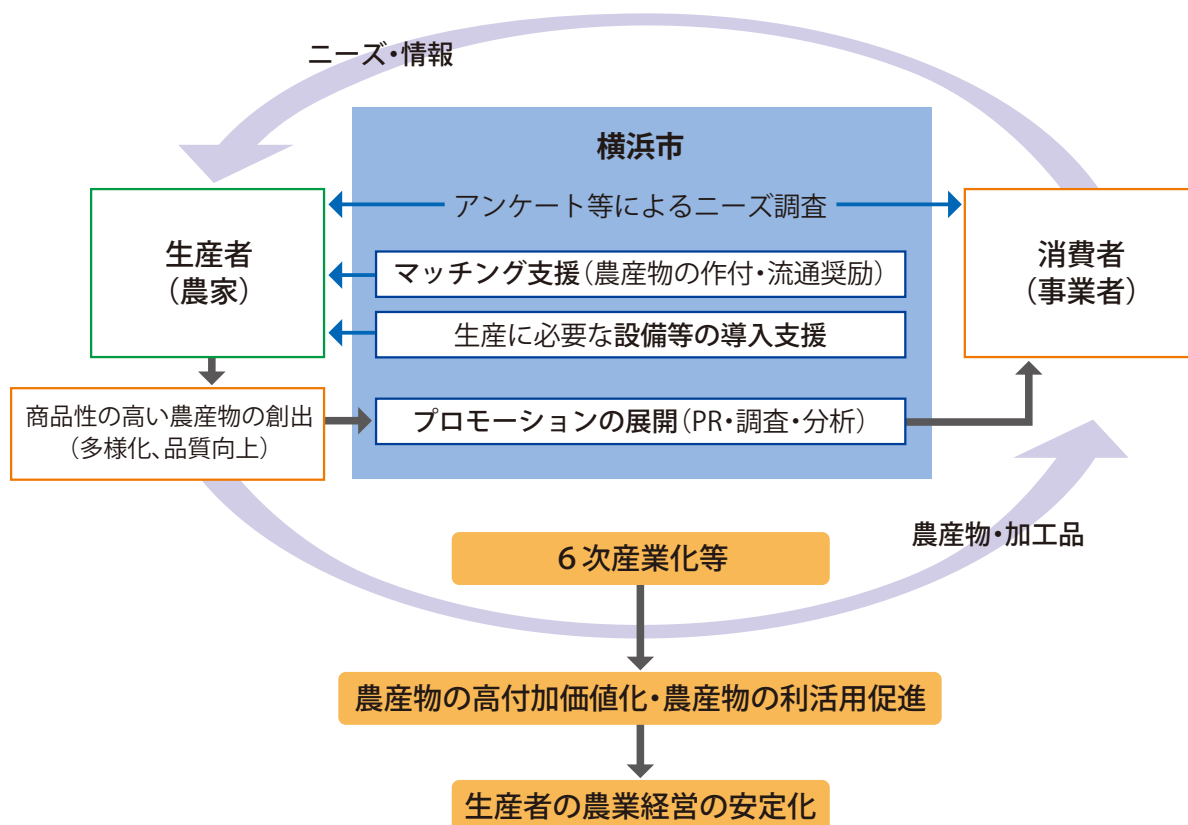
横浜市の農業の特徴は、生産地と消費地が近いこと、農家が直売等をはじめとして、市場出荷や量販店等との直接取引などの多様な販売形態を持っていることです。一方で農畜産物の価格の低迷等により農業経営が不安定であるという課題もあります。その課題を解決するため、横浜の多様な農畜産物の生産が行われている特徴を生かしながら、6次産業化等による付加価値を高める取組や先進的な栽培技術の導入などの時代の変化に応じた新たな施策を展開します。

また、公共事業等の開発等による集団農地の分断や農家の高齢化に伴う労働力不足や農業生産基盤の老朽化など、営農を行う環境の変化に対して地域の特性に応じた農業振興策を実施します。

(1) 6次産業化等による付加価値を高める取組の推進

横浜での農業という特徴を生かし、市内に多数ある事業者と連携して、6次産業化等により市内産農畜産物の付加価値を高め、市内産農畜産物の生産振興を進めます。

そのために、農畜産物の生産状況や農家の意向、飲食店やホテル等事業者のニーズを調査し、横浜の特性などを加味した新たなブランド戦略を構築します。付加価値が高い市内産の農畜産物を生産拡大することにより、安全で安心な農畜産物の市民への供給や、生産者の農業経営の安定化、事業者の発展など、地産地消の取組につなげます。



ア 農畜産物の高付加価値化

消費者ニーズに対応した多様な農畜産物の生産が拡大するように、市民要望が高く、品質の高い農畜産物の生産を振興します。

そのために、飲食店やホテルなどの事業者等から、横浜産農畜産物に関するニーズを収集し、単に「できたものを売る農業」から消費者ニーズを反映して「売れるものを作る農業」への転換を図ります。

また、「浜なし」など消費者ニーズに応えた農畜産物の栽培技術等の向上の取組や機械・設備等の導入を支援し、高品質な農畜産物の生産を推進します。

イ 飲食店等による農畜産物の利活用促進

横浜産農畜産物が安定して流通するように、市場出荷や直売等の支援を引き続き行います。

一方で、市内にはホテル、飲食店や加工業者等の事業者が多数あり、すでに市内産農畜産物を積極的に使用している事業者も見られ、また、市内産農畜産物についての事業者からの問合せも増えています。

このような事業者ニーズを把握し、事業者ニーズに沿って農畜産物を生産する農家を支援します。また、農家と製造、流通等に関わる事業者との連携を強化することで、販路を拡大し、市内産農畜産物の利活用を促進するなど、農業経営の安定化を進めます。



変わり種野菜

食育の推進

横浜市は、国の食育推進基本計画に基づき、「横浜市食育推進計画」を策定し、様々な食育推進事業を展開しています。

横浜みどりアップ計画で推進している地産地消の取組では、はま菜ちゃんを使用した横浜産農畜産物の普及・啓発や、地産地消月間(11月)における、小学校給食への市内産野菜(ダイコン等)の利用等を進めています。

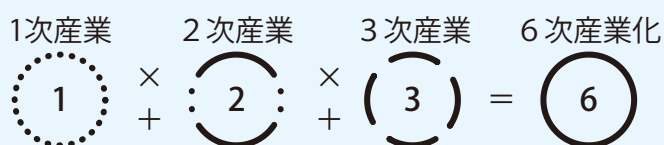
新鮮な地元産の食材を食事に取り入れるなど、市民の皆様にご食事を楽しんでいただくとともに、「食育」の大切さを伝えていきます。



横浜の6次産業化等の取組

6次産業化とは、一般的に農林漁業者による加工・販売への進出を意味し、農林漁業者が第2次・第3次産業(加工・販売など)までに一貫して関わることでされています。

そのほか、小売業が農業・加工へ参入する場合、農業、食品加工業、小売業が業種を越えて連携する場合(農商工連携)など様々なタイプがあります。



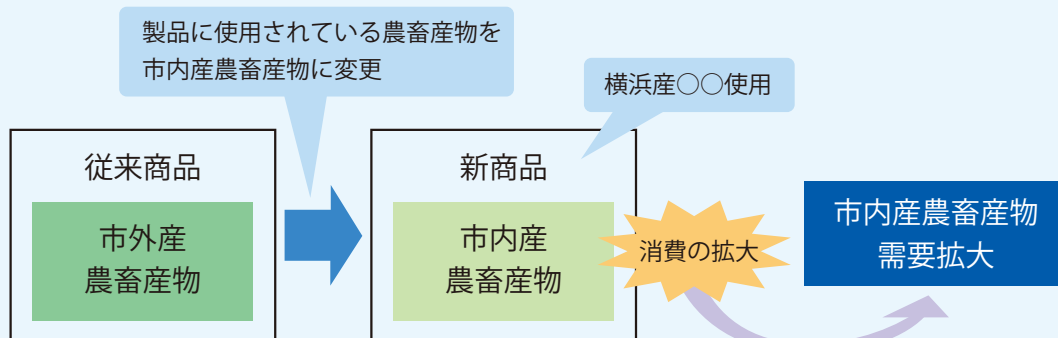
横浜市では、多くの市民をはじめとして、市内に2次産業や3次産業の食品加工業や流通業、ホテルや飲食店といった企業が多数立地しており農畜産物への多様なニーズが存在します。

横浜の農家は、そのような多数の市民・企業等に囲まれた環境を生かし、自らが加工・販売へ進出するだけでなく、企業等と連携して販売を伸ばすなど、様々な6次産業化を試みています。

一例として、企業が販売する商品に市内産農畜産物を活用することがあります。この場合、市内産農畜産物を使用した新商品が企業の強力な販促力により、広く消費者に行き渡ることによって、市内産農畜産物の認知度の上昇が期待できます。そして、その商品の販売数が増加することで消費者(企業等含む)からの市内産農畜産物の需要が高まり、市内産農畜産物の価値が向上することも期待できます。

このような取組事例(実績)を増やし、市内産農畜産物の付加価値が今後も継続して向上するように市としても支援をしていきます。

【例】企業の持つ商品に市内産農畜産物を活用するモデル



ウ 積極的なプロモーションの展開

市民や飲食店などの事業者に市内産農畜産物をより多く使用してもらうためには、積極的なプロモーションの展開が必要です。市内産農畜産物の認知度を高め、より多く使用してもらうことで付加価値を高めていくことを目的に、横浜の農業の魅力を「横浜農場」というコンセプトで分かりやすく効果的に伝え、それぞれの農畜産物について「浜なし」や「横浜野菜」などの名称を用いて、積極的にプロモーションを推進します。

横浜農場



横浜市は、まちづくりの一環としてまとまりのある農地を保全し、農業を振興してきました。その結果、市民生活に身近な場所で、野菜や果物、畜産物、さらに、花、植木などが生産される多様な農業が営まれています。

また、樹林地と田や畑が一体となった谷戸景観や貴重な水田景観など、豊かな自然が数多く市内に残されています。このような、魅力ある横浜の農業を「横浜農場」という言葉で発信し、ブランド化を進めていきます。

(2) 先進的な栽培技術の活用

ア 先進的な栽培技術設備の支援

効率的な農業経営をめざし、I Tを活用して栽培環境を調整するなどの市内で普及していない先進的な栽培技術の導入を支援することにより、農畜産物の品質や生産性の向上につなげます。

先進的な技術のうちまだ実用化されていないものについては、農家に実際に使用していただき、その成果を大学等の研究機関と連携して検証します。

また、先進的な栽培技術を活用した施設栽培を推進していくために、農業用ハウスの建設について制限緩和等の調整を行います。

先進的な栽培技術の例

近年では、室温や湿度などセンサーから得られた情報を、I Tを活用して処理し栽培環境を制御したり、L E D等の人工光を用いた栽培(植物工場)を行ったりするなど、他分野で発展した技術を組み込んだ先進栽培技術も増えてきました。



高設栽培設備

安定した農業経営の推進のための営農モデル

先進的な栽培技術の導入などにより、安定した農業経営が行える、野菜や果樹、花き等の品目についての営農モデル例

主な営農モデル例

① 施設栽培による野菜生産(トマト)

温室内でITを活用した環境制御を実施し、収穫時期を調整したトマトの栽培をすることで有利な販売単価での出荷を行います。



② 収穫体験農園の開設(イチゴ)

栽培や収穫時に労働負担が少ない高設栽培の温室で栽培を行い、品質の向上や生産量の増加を図ります。



③ 付加価値の高い果樹栽培 (ナシ、ブドウ)

先進的な農業機械・設備の導入により、作業の効率化を図り、消費者のニーズの高い「浜なし」や「浜ぶどう」の生産量の増加を図ります。



④ 施設内の花き栽培(シクラメン)

ドライミストなどの先進的な栽培設備を温室に設置し、シクラメンの栽培を効率的かつ安定的に行います。



イ 先進栽培技術等普及支援

先進的な栽培技術等を身に付けるために農家間で実施する研修に対して支援を行うことで、優れた栽培技術の導入・普及を促進します。

【支援対象研修】

- ・先進栽培技術研修
- ・環境負荷軽減栽培技術研修
- ・農業後継者等育成研修



先進栽培技術の研修

ウ 特別栽培等支援

特別栽培とは、化学肥料と節減対象農薬の双方を地域の慣行の5割以下に減らした栽培です。

化学肥料や節減対象農薬の使用を減らしている農家に対して特別栽培農産物の認証を行い、特別栽培の制度や内容を消費者に周知することで、特別栽培農産物に対する消費者の理解を深めます。

また、栽培を増やすため特別栽培に取り組む農家を支援し、市民が農薬や化学肥料の使用を減らした農産物を購入できる機会を増やします。

具体的には、特別栽培の取組や、農薬や化学肥料の使用を3割減らすことを目指している「エコファーマー」の取組に対して奨励金を交付します。



特別栽培実施圃場

(3) 効率的な農業経営のための農地の集約化

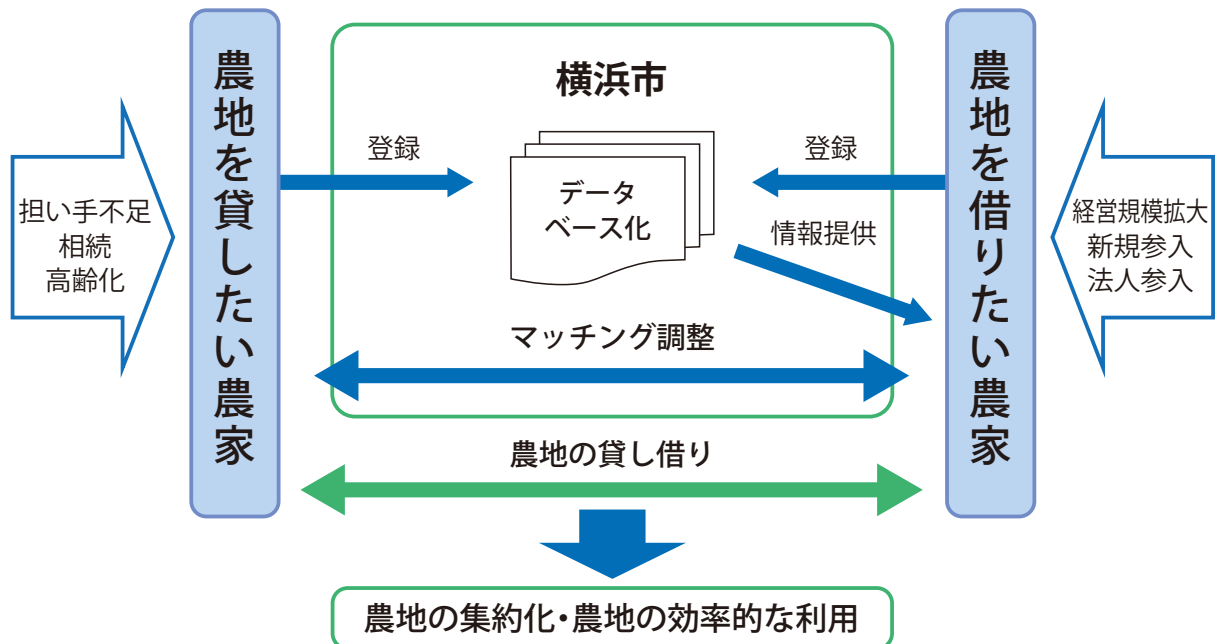
ア 農地マッチング制度

担い手不足等により耕作が困難になった「農地を貸したい農家」と、経営規模の拡大を希望する農家など「農地を借りたい農家」の情報をデータベース化し、双方を効率的に結び付ける仕組みを構築します。

横浜市が、データベース化した農地情報を「農地を借りたい農家」へ情報提供し、「農地を借りたい農家」とのマッチングを積極的に行うことで農地の貸し借りを円滑に進めます。

登録された農地の特性を踏まえ、意欲のある農業者など、多様な農業の担い手に、きめ細かな農地マッチングを行い、効率的な農地の集約化を目指します。

イメージ図

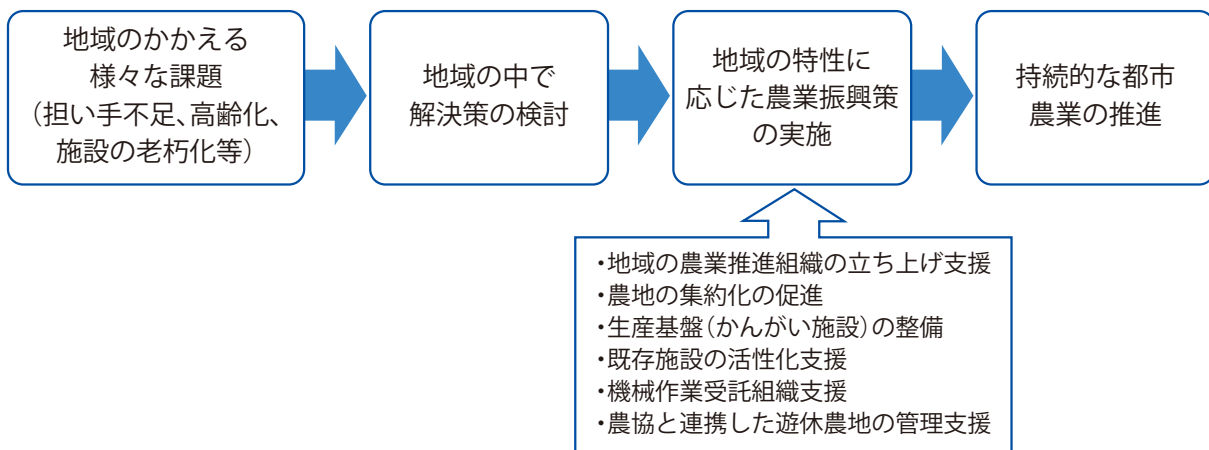


(4) 地域特性に応じた農業振興策の推進

ア 調査検討

公共事業等の開発や土地利用転換等による集団農地の分断、農家の高齢化に伴う労働力不足、農業生産基盤の老朽化など農地を取りまく様々な状況が変化しています。これらの変化をふまえて、営農状況や周辺環境等の地域特性の実態調査を実施し、効果的な土地利用など地域の実情に応じた農業振興策を検討します。検討した農業振興策を市が支援し、地域が実施することで、持続的な都市農業の推進を行います。

地域特性の調査のフロー図



イ 機械作業受託

高齢化等により労働力が不足している農家を支援するため、機械作業受託組織の設立や農業用機械の導入について支援し、生産性を維持します。また、既存の受託組織がより広い範囲で活動できるように拡充支援を行います。これにより、農地の荒廃を防止するとともに農地の有効利用を図ります。



機械作業受託作業

取組の目標

事業	取組	5か年の目標	備考
⑧	(1) 6次産業化など付加価値を高める取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●生産者と飲食店等とのマッチング支援 ●ブランド生産振興モデルの確立と推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・調査実施 ・マッチング支援:20件 ・付加価値の高い農畜産物の生産設備導入支援:40件
	(2) 先進的な栽培技術の活用	<ul style="list-style-type: none"> ●先進的な栽培技術等の普及 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別栽培等支援対象面積:20ha ・先進栽培技術導入支援:40件
	(3) 効率的な農業経営のための農地の集約化	<ul style="list-style-type: none"> ●農地の集約面積:9.0ha 	
	(4) 地域の特性に応じた農業振興策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●地域特性調査 3地区 ●農業振興策の実施 3地区 	

取組の柱2 市民が身近に農を感じる場をつくる

景観や生物多様性の保全など農地が持つ環境面での役割に着目した取組、地産地消や農体験の場の創出など、市民と農の関わりを深める取組を展開します。

※平成25年12月市議会で決定した、横浜みどりアップ計画(計画年度:平成26-30年度)の「市民が身近に農を感じる場をつくる取組」を本計画に掲載しています。

概要

都市に潤いをもたらす横浜の農景観を保全し、次世代に引き継いでいくことが求められています。また、直売所で農産物を購入する地産地消に加え、市民農園で自ら農作物を栽培するなど「農とのふれあい」への市民ニーズが高まっています。

そこで、景観形成や生物多様性の保全など、農地が持つ環境面での役割に着目した「良好な農景観の保全」や、「農とふれあう場づくり」、「地産地消の推進」を重点的に展開し、市民が身近に農を感じる場をつくります。

また、横浜の都市農業を支える農業振興策として、横浜みどりアップ計画と合わせ、農業経営の安定化・効率化に向けた農業振興、横浜の農業を支える多様な担い手に対する支援、農業生産の基盤となる農地の利用促進などの取組も引き続き進めていきます。



谷戸の農景観

横浜の都市農業を支える農業振興策

横浜みどりアップ計画

- 良好な農景観の保全
- 農とふれあう場づくり
- 地産地消の推進

継続して進める取組

- ・農業経営の安定化・効率化に向けた農業振興
- ・横浜の農業を支える多様な担い手に対する支援
- ・農業生産の基盤となる農地の利用促進など

取組の内容

施策1

農に親しむ取組の推進

事業① 良好な農景観の保全

- (1)水田の保全
- (2)特定農業用施設保全契約の締結
- (3)農景観を良好に維持する取組の支援
- (4)多様な主体による農地の利用促進

事業② 農とふれあう場づくり

- (1)様々な市民ニーズに合わせた農園の開設
- (2)市民が農を楽しみ支援する取組の推進

施策2

地産地消の推進

事業③ 身近に感じる地産地消の推進

- (1)地産地消にふれる機会の拡大

事業④ 市民や企業と連携した地産地消の展開

- (1)地産地消を広げる人材の育成
- (2)市民や企業等との連携

施策1 農に親しむ取組の推進

事業① 良好な農景観の保全

横浜に残る農地や農業がつくりだす「農」の景観は多様です。農業専用地区(*)に代表される、集団的な農地から校正される広がりのある景観や、樹林地樹林地と田や畑が一体となった谷戸景観などが、地域の農景観として多くの市民に親しまれてきました。この農景観を次世代に継承するため、横浜に残る貴重な水田景観を保全する取組や、意欲ある農家・NPO法人などにより農地を保全する取組を支援します。

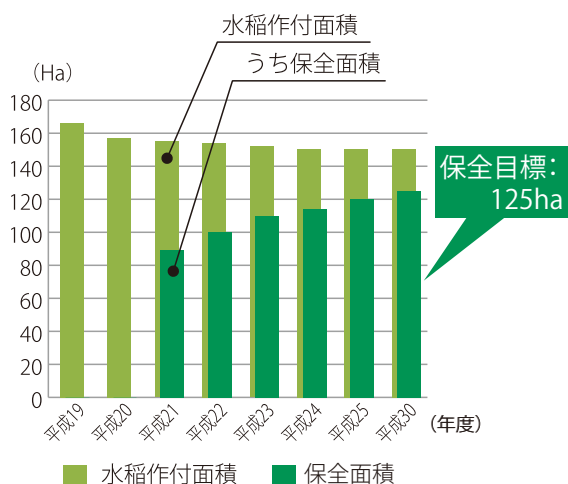
(1) 水田の保全

● 奨励による水田の継続的な保全

土地所有者が水田を維持できるよう、水稻作付を10年間継続することを条件に、奨励金を交付します。

● 良好な水田景観保全の水源の確保

水田景観を保全するために必要な水源を確保するため、まとまりのある水田がある地区を対象に、井戸の設置を支援します。



図：水稲作付面積、保全面積の推移

平成25年度以降の水稲作付面積は、平成24年度の数値を使用しています。



緑区新治町の水田

(2) 特定農業用施設保全契約の締結

農地を10年間適正に管理することと、農地の保全に不可欠な農業用施設を10年間継続利用することを条件として、農家の住宅敷地等にある農業用施設用地の固定資産税・都市計画税を10年間軽減することにより、用地所有者の負担軽減と農地の保全を図ります。

*都市農業の確立と都市環境の保全を目指し、横浜市独自の制度により指定した地区

(3) 農景観を良好に維持する取組の支援

生物多様性の保全に配慮し、周辺環境と調和した良好な農景観を保全・形成するため、農業専用地区などで地域の農業者が組織する団体の取組を支援します。



農地縁辺部への植栽(イメージ)

支援する取組

- ・まとまりのある農地を良好に保全する団体の取組
(道路側溝などの公共施設の清掃や、農地縁辺部への草花の植栽、生物多様性に配慮した水路機能の維持など)
- ・農地周辺の環境を良好に保全する取組
(農地周辺の不法投棄対策)
- ・農地から発生する土埃を予防・解消する取組
(牧草の栽培奨励)
- ・地域の団体に共同利用する管理用設備の整備
(せん定枝等のたい肥化設備)

(4) 多様な主体による農地の利用促進

農家や農地所有者などからの農地の保全や利用に関する相談に対応し、意欲ある農家や新規に参入を希望する企業・NPO法人などが、農地を安定的に利用できるよう、農地を長期間(6年以上)貸し付ける農地所有者に奨励金を交付し、農地の貸し借りを促進します。

遊休化している農地は、市が一時的に借り受けて復元し、農地の利用を希望する担い手に貸し付けることにより、農地の保全を図ります。



農地利用促進の模式図

取組の目標

事業	取組	5か年の目標	備考
1	(1) 水田の保全	<ul style="list-style-type: none"> ● 水田保全面積: 125ha(平成30年度末) ● 水源の確保: 10か所 	
	(2) 特定農業用施設保全契約の締結	● 制度運用	・対象: 1,000㎡以上の農地を耕作し、その農地と農業用施設に付いて10年間継続利用する農家
	(3) 農景観を良好に維持する取組の支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 良好に維持されている農地の面積: 680ha(平成30年度末) ● 水路機能の維持: 5地区 ● 共同利用設備の整備: 25件 	
	(4) 多様な主体による農地の利用促進	● 農地の長期貸借により保全されている農地: 80ha(平成30年度末)	

事業② 農とふれあう場づくり

食と農への関心や、農とのふれあいを求める市民の声の高まりに応えるため、収穫体験から本格的な農作業まで、様々な市民ニーズに合わせた農園の開設や整備を進めるとともに、市民と農との交流拠点である横浜ふるさと村や恵みの里を中心に、市民が農とふれあう機会を提供します。また、農家と地域住民が協働で地域の農環境を保全する取組など、市民による主体的な活動を支援します。これらの取組の情報発信を充実させることにより、市民の利用や参加につなげます。

(1) 様々な市民ニーズに合わせた農園の開設

● 収穫体験農園の開設支援

野菜の収穫や果物のもぎとりなどを気軽に体験することができる収穫体験農園の開設に必要な施設整備を支援します。



収穫体験農園

● 市民農園の開設支援

〈栽培収穫体験ファーム、環境学習農園、特区農園〉

農家から指導を受けることができ、農作業の経験がない人でも栽培から収穫までを楽しめる農園や、利用者が自由に農作業を楽しめる農園など、土地所有者などが農園を開設するための支援を行います。

また、農園の開設・運営に不安や課題を抱える人には、開設・運営のノウハウを持った市民農園コーディネーター(*)などを活用して支援します。



市民農園

● 農園付公園の整備

土地所有者による維持管理が難しくなった農地等を、市が買取るなどして、市民が農作業を楽しめる農園を主とした都市公園を整備します。

…様々な農園があります…

気軽に収穫体験

本格的な農作業

収穫体験農園	環境学習農園	栽培収穫体験ファーム	農園付公園	特区農園
野菜の収穫や果物のもぎとりを体験できます。	児童・生徒などを対象に農家が指導を行う農園です。	農家の栽培指導のもと、本格的な野菜づくり・農業体験ができます。	区画貸しタイプの市民農園。利用者が自由に栽培・収穫できます。	

← 収穫 → ← 農家の指導付き → ← 自由に耕作 →

*都市農業の確立と都市環境の保全を目指し、横浜市独自の制度により指定した地区

(2) 市民が農を楽しむ支援する取組の推進

● 横浜ふるさと村における取組の充実

横浜ふるさと村は、良好な田園景観の保全と地域の活性化を目的に、農作物の生産基盤の整備や、樹林地の保全活用などにより、市民が自然と農業に親しむ場として整備している地域です。このふるさと村において、収穫体験など、市民が農とふれあう機会を提供します。



たけのこ掘り(ふるさと村)

● 恵みの里の取組推進

恵みの里は、市民と農とのふれあいを通じて、地域ぐるみで農のあるまちづくりを進める地区です。この恵みの里において、農景観の保全や農体験教室を開催するとともに、市民と農の交流を通じた地域の活性化を図ります。また、新規地区の指定に向けた取組を進めます。



うどん作り(恵みの里)

● 農ある横浜・あぐりツアー

より多くの市民に横浜の農を知ってもらうため、都心部の方や、これまで農に関わる機会が少なかった方などを対象に、農業専用地区など市内の生産現場や、直売所などの流通の現場等を巡るツアーを開催します。



援農活動の様子

● 講座の実施による農体験の場の提供と援農の推進

市民農業大学講座や体験学習講座を開催し、市民が栽培技術などを学ぶ場を提供します。また、援農コーディネーター(*)を活用し、市民農業大学講座修了生等による人手不足の農家への支援を推進します。

※援農コーディネーターは、労働力不足の農家と農家への手伝いを希望している市民を結び、農家の営農を支援する組織

取組の目標

事業	取組	5か年の目標	備考
2	(1) 様々な市民ニーズに合わせた農園の開設	● 様々なニーズに合わせた農園の開設: 25.8ha	・内訳: 収穫体験農園 12.5ha 市民農園 6.0ha 農園付公園 7.3ha
	(2) 市民が農を楽しむ支援する取組の推進	● 横浜ふるさと村、恵みの里で農体験教室などの実施: 500回 ● 農ある横浜・あぐりツアーの開催: 20回 ● 農のある地域づくり協定の新規締結: 4件 ● 体験学習講座の開催: 25回	・横浜ふるさと村: 寺家、舞岡 ・恵みの里: 新治、田奈、都岡

すぐそこに、横浜らしい「農」の世界が広がっています

横浜ふるさと村でお待ちしています

市営地下鉄の舞岡駅(戸塚区)から外に出ると、そこには横浜の「ふるさと」とも言える空間が広がっています。「舞岡ふるさと村」には、かつて炭や肥料を得るために使われていた雑木林や、そこからしみ出す冷たい小川、今でも元気に農業が営まれる田んぼや畑といった、どこか「懐かしい」風景が残っています。

青葉区にある「寺家ふるさと村」は、里山と、入り組んだ谷戸田が造り出す美しい田園景観が残る地域です。春には桜、夏には青々とした水田、秋には黄金色の稲穂と、訪れるごとに異なる風景にはっとさせられます。

横浜みどりアップ計画では、この2つのふるさと村にある「虹の家(舞岡)」や「四季の家(寺家)」を拠点として、横浜に残る田園景観を守り、その資源を生かした収穫体験など、市民の皆様に「農とふれあう場」を提供していきます。ぜひお出かけいただき、横浜の「農」を実感してください。



修了生が横浜の「農」の現場でも大活躍！市民農業大学講座

「体験や市民農園では物足りない」「本格的な農作業や、農家のお手伝いをしてみたい」という方の活躍の場が広がっています。市民農業大学講座の「野菜・果樹コース」は、2年間の講座で、1年目は栽培などの基礎を学び、2年目には実際に農家で農作業の実習を行う本格的な内容となっています。講座の修了後は、修了生が自主運営している農の応援団「はま農楽(の〜ら)」に加わり、農家のお手伝い(援農)を始める方が多くいらっしゃいます。

あなたも、横浜の「農」を育む一歩を踏み出してみませんか。



農地利用促進の模式図

講座の内容

野菜・果樹コース 定員50人

- ◆1年目(全20回)
野菜や果樹の栽培管理、肥料の使い方などを講座と実習で学びます。
- ◆2年目(全10回・実習)
市内農家で作業を実際に体験します。

花・緑コース 定員40人

草花の栽培や樹木の管理方法などを1年間で学びます(全20回)。希望する方は、2年目に農家で実習することができます。

施策2 地産地消の推進

事業③ 身近に感じる地産地消の推進

「新鮮な野菜を食べたい」「近所の農家から農産物を買いたい」という市民の声が高まっています。農家もこの市民ニーズに応えるため、多様な農作物の栽培や、加工品の開発に取り組むなどの努力や工夫を重ねていますが、市民からは「いつ、どこに行けば買えるのかわからない」などの声があります。そこで、地域でとれた農産物などを販売する直売所の整備等の支援や、市内で生産される苗木や花苗を配布するなど、地産地消の取組を拡大します。さらに、地産地消に関わる情報の発信など、市民が地産地消を身近に感じるための取組を推進します。

(1) 地産地消にふれる機会の拡大

●直売所等の整備・運営支援

直売所の開設や施設の拡充、地域に古くから伝わる農産物加工品などをつくる施設の整備などの相談に市が応じ、それらの開設や運営の支援を行います。また、イベント的な要素が高く、市民が楽しみながら農産物を購入できる青空市の運営を支援します。



にぎわう直売所

●市民が市内産植木や草花に親しめる機会の創出

市内の植木農家や花き農家が生産した苗木や花苗を、市民への配布や公共施設、農地の縁辺部への植栽に活用し、市民が市内産植木や草花に親しめる機会を創出するとともに、「食」だけではない横浜の農の取組をPRします。



みなとみらい農家朝市

●情報発信・PR活動の推進

情報誌やパンフレットなどの制作・発行や、ウェブサイトなどを活用したPRを更に充実します。また、地産地消キャンペーンや横浜ブランド農産物のシンボルである「はま菜ちゃん」を活用したイベントの実施や、身近に農を感じる機会が少ない都心部の方を対象とした情報の発信など、市民が地産地消の情報を得られる機会の拡大を図ります。

取組の目標

事業	取組	5か年の目標	備考
③	(1) 地産地消にふれる機会の拡大	<ul style="list-style-type: none">●直売所等の支援: 52件、青空市運営支援: 25件●緑化用植物の生産・配布: 125,000本●情報発信・PR活動: 推進	<ul style="list-style-type: none">・新規直売所の開設支援: 2件・直売所・加工所の施設拡充支援: 50件・広報紙などの発行: 30回・地産地消キャンペーンなどのPR活動: 20回

事業④ 市民や企業と連携した地産地消の展開

地産地消の取組は、従来から農家に取り組んでいる直売所や朝市などでの農産物の販売だけでなく、市民や企業、学校など農業関係者以外の主体が実施する活動へと発展してきています。この動きを更に拡大するため、市民の「食」と、農地や農産物といった「農」をつなぐ「はまふうどコンシェルジュ」などの地産地消に関わる人材の育成やネットワークの強化を図るとともに、農と市民・企業等が連携する取組を推進します。

(1) 地産地消を広げる人材の育成

● はまふうどコンシェルジュの育成

地産地消を広げるはまふうどコンシェルジュの育成講座を開催します。また、コンシェルジュが活動する場や内容を広げるためのフォローアップ研修会の開催や、活動に対する助成により、コンシェルジュの活動を支援します。

はまふうどコンシェルジュの活動

「はまふうど」とは、横浜の「浜」に、「フード(食べ物)」と「風土」を合わせた言葉で、横浜の「食」「食卓」と「農地や農業、農産物」をつなぐことを意味しています。

横浜市では、「はまふうど」を実践し、広める市民を「はまふうどコンシェルジュ」として育成しています。

平成24年度までに215名の「はまふうどコンシェルジュ」が誕生し、『10歳からの地産地消BOOK』など子どもも楽しめる地産地消に関する本の発行や、農業体験ツアーの主催など、様々な地産地消の取組が進んでいます。



10歳からの地産地消Book

● 直売ネットワーク(※1)活動支援

直売所における農産物の販売方法やPR方法などを充実させるとともに、直売を行う生産者を対象に、技術研修や先進的な直売所への視察会を開催します。

● 地産地消サポート店(※2)の活動支援

サポート店による地産地消の取組や、店舗・生産者・はまふうどコンシェルジュなどをつなぐネットワークを拡充し、市民の利用を促進するための研修や交流会を実施します。



地産地消サポート店研修会

● 地産地消活動の発表と情報交換の場の設定

地産地消に取り組む市民・企業等の活動の発表や、横浜の農産物を利用したメニューや加工品などの試食・販売会を行う地産地消のフォーラムを、市民・企業と連携して開催します。

※1 JAと連携して進めている市内直売所のネットワーク化

※2 市内産の農畜産物を使ったメニューを提供する飲食店などで横浜市に登録されているもの

(2) 市民や企業等との連携

●企業等との連携の推進

生産者と企業等を結ぶ仕組みをつくとともに、相談窓口を設置し、地産地消を広げる「農と企業等との連携」のマッチングを行います。

●地産地消ビジネス創出の推進

市内の中小企業等を対象に、地産地消に関するビジネスを創出するための費用の助成や、相談に応じるなどの支援を行うとともに、新規事業者の発掘・育成を目的とした講座を開催します。

●学校給食での市内産農産物の利用促進

小学校の給食メニューにおける市内産農産物の利用促進や食育の推進を図るため、企業などと連携した小学生による料理コンクールの開催や、「食」と「農」に関わるパンフレットの全校配布などを行います。

子どもたちが考えたメニューが給食に

市内の小学生を対象に、横浜でとれる野菜や果物30品目の「はま菜ちゃん」を使った新しい学校給食の献立を考える「はま菜ちゃん料理コンクール」を開催しています。

10回目となる平成24年度のコンクールには、903点の応募(937名の児童が参加)がありました。

書類審査により選出された作品は、子どもたちが実際に調理し、審査員による試食などの審査によって、各賞を決定しました。

右の写真は、第10回の入選作品(8品)の一例です。



コンクールの様子



オリンピック記念
はま菜ちゃん5色のごま和え

取組の目標

事業	取組	5か年の目標	備考
3	(1) 地産地消を広げる 人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ● はまふうどコンシェルジュの活動支援: 100件 ● フォーラムの開催: 5回 	
	(2) 市民や企業等との 連携	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業等との連携: 50件 ● ビジネス創出支援: 25件 ● 学校給食での市内産農産物の利用促進: 推進 	

地産地消を広げていきます

「地産地消」とは、「その土地で生産されたものをその土地で消費する」ということです。地産地消には、新鮮で美味しく旬を味わえるなど、たくさんのメリットがあります(右図参照)。

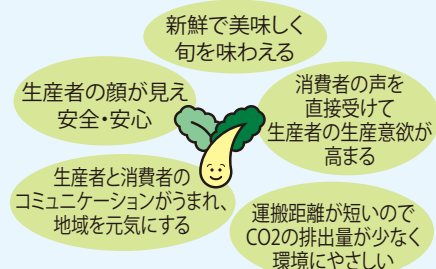
横浜市は、県内トップクラスの農業生産額があり、1,000か所以上の直売所や、地産地消に取り組むたくさんの飲食店があることなどから、「地産地消」の取組を更に広げていくことができる環境にあると言えます。

地産地消は、農家や市民、企業など多様な主体の取組により成り立っています。市民や企業などによる地産地消の取組や意識の高まりは、市内産農産物の消費拡大に結び付き、農家の安定した農業経営や農地の保全につながります。

横浜市は、地産地消を進める様々な主体の取組を支え、そのつながりを強化し、横浜における地産地消の取組を広めます。

また、朝市を開くなど、区役所も地域の特徴や強みを生かした「農」に関わる取組を進めています。横浜みどりアップ計画では、これらの取組へのサポートを更に拡充し、大都市横浜の中で地産地消の拡大に取り組んでいきます。

地産地消のメリット

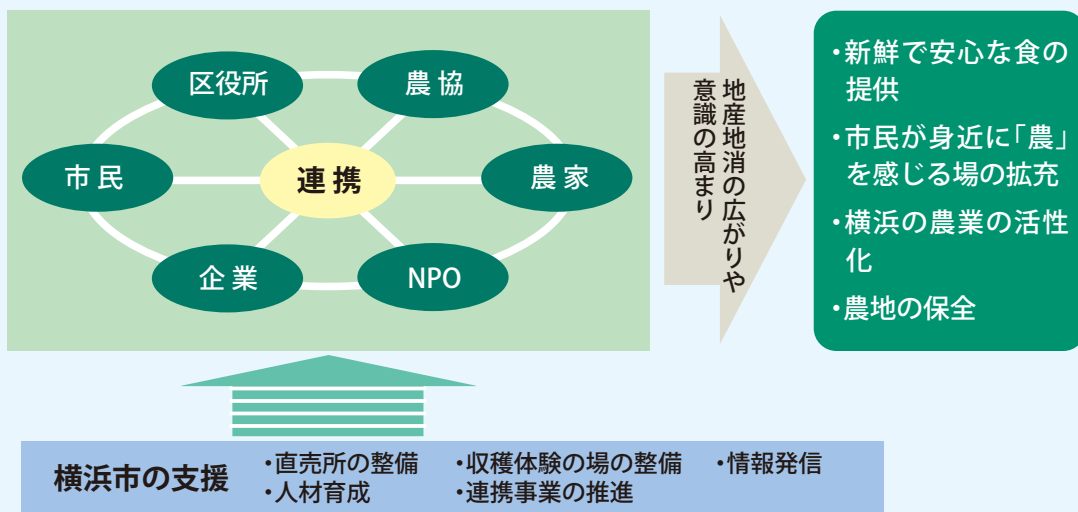


企業等との連携により制作した横浜の地産地消ガイドブック



わが町かながわ新鮮野菜市(神奈川区)

横浜市の地産地消の取組と効果





平成27年4月 編集・発行 横浜市環境創造局農政推進課

〒231-0017 横浜市中区港町1丁目1番地

電話:045(671)2630 FAX:045(664)4425

Eメール:ks-noseisuishin@city.yokohama.jp

ホームページ:<http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/nousan/nouseiplantop.html>